

昭和五十七年法律第八十号

高齢者の医療の確保に関する法律
目次

第一章 総則（第一条～第七条）	第二章 医療費適正化の推進（第七条の二）	第三章 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整（第三十二条～第四十六条）	第四章 後期高齢者医療制度（第五十条～第五十五条の二）	第五章 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度（第四十七条～第四十九条）	第六章 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）
第一節 総則（第一条～第七条）	第二節 特定健康診査等基本指針等（第十八条～第二十一条）	第三節 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整（第三十二条～第四十六条）	第四節 後期高齢者医療制度（第五十条～第五十五条の二）	第五節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第六節 後期高齢者医療診療報酬審査委員会（第一百二十六条～第一百二十七条）
第二節 被保険者（第五十条～第五十五条の二）	第三節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第四節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第五節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第六節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第七節 審査請求（第一百二十八条～第一百三十一条）
第三節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第四節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第五節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第六節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第七節 審査請求（第一百二十八条～第一百三十一条）	第八節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）
第四節 費用等（第五十一条～第五十三条）	第五節 費用等（第五十一条～第五十三条）	第六節 費用等（第五十一条～第五十三条）	第七節 費用等（第五十一条～第五十三条）	第八節 費用等（第五十一条～第五十三条）	第九節 雜則（第一百三十三条～第一百三十九条）
第五節 後期高齢者医療給付の制限（第八十七条～第九十二条）	第六節 後期高齢者医療給付の制限（第八十七条～第九十二条）	第七節 後期高齢者医療給付の制限（第八十七条～第九十二条）	第八節 後期高齢者医療給付の制限（第八十七条～第九十二条）	第九節 後期高齢者医療給付の制限（第八十七条～第九十二条）	
第六節 財政安定化基金（第一百六十六条）	第七節 財政安定化基金（第一百六十六条）	第八節 財政安定化基金（第一百六十六条）	第九節 財政安定化基金（第一百六十六条）	第十節 財政安定化基金（第一百六十六条）	
第七節 特別高額医療費共同事業（第一百七十七条）	第八節 特別高額医療費共同事業（第一百七十七条）	第九節 特別高額医療費共同事業（第一百七十七条）	第十節 特別高額医療費共同事業（第一百七十七条）	第十一節 特別高額医療費共同事業（第一百七十七条）	
第八節 後期高齢者医療費（第一百七十七条～第一百八十四条）	第九節 後期高齢者医療費（第一百七十七条～第一百八十四条）	第十節 後期高齢者医療費（第一百七十七条～第一百八十四条）	第十一節 後期高齢者医療費（第一百七十七条～第一百八十四条）	第十二節 後期高齢者医療費（第一百七十七条～第一百八十四条）	
第九節 保険者の後期高齢者支援金等（第一百八十五条）	第十節 保険者の後期高齢者支援金等（第一百八十五条）	第十一節 保険者の後期高齢者支援金等（第一百八十五条）	第十二節 保険者の後期高齢者支援金等（第一百八十五条）	第十三節 保険者の後期高齢者支援金等（第一百八十五条）	
第十節 児支援金等（第一百二十四条の二）	第十一節 児支援金等（第一百二十四条の二）	第十二節 児支援金等（第一百二十四条の二）	第十三節 児支援金等（第一百二十四条の二）	第十四節 児支援金等（第一百二十四条の二）	
第十五節 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等（第一百二十四条の八）	第十六節 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等（第一百二十四条の八）	第十七節 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等（第一百二十四条の八）	第十八節 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等（第一百二十四条の八）	第十九節 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等（第一百二十四条の八）	
第二十節 第百二十四条の二	第二十一節 第百二十四条の二	第二十二節 第百二十四条の二	第二十三節 第百二十四条の二	第二十四節 第百二十四条の二	
第二十五節 第百二十四条の八	第二十六節 第百二十四条の八	第二十七節 第百二十四条の八	第二十八節 第百二十四条の八	第二十九節 第百二十四条の八	

第六款 雜則（第一百二十四条の九）

高齢者保健事業（第一百二十五条～第一百二十五条の四）

後期高齢者医療診療報酬審査委員会（第一百二十六条～第一百二十七条）

審査請求（第一百二十八条～第一百三十一条）

（第一百二十六条～第一百二十七条）

（第一百二十八条～第一百三十一条）

高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び第
四章に規定する後期高齢者医療制度をいう。以下同じ。の運営が健全に行われるよう必要な
各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定す
る目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、
社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しな
ければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重
し、住民の高齢期における医療に要する費用の
適正化を図るために取組及び高齢者医療制度の
運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策
を実施しなければならない。

前項に規定する住民の高齢期における医療に
要する費用の適正化を図るために取組において
は、都道府県は、当該都道府県における医療提
供体制（医療法（昭和二十二年法律第二百五
号）第三十条の三第一項に規定する医療提供体
制をいう。）の確保並びに当該都道府県及び當
該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同
じ。）の国民健康保険事業の健全な運営を担う
責任を有することに鑑み、保険者、第四十八条
に規定する後期高齢者医療広域連合（第八条か
ら第十六条まで及び第二十七条において「後期
高齢者医療広域連合」という。）、医療関係者そ
の他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を
果たすものとする。

（保険者の責務）

第五条 保険者は、加入者の高齢期における健
康の保持のために必要な事業を積極的に推進する
等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用
負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の
給付等を行うために必要な制度を設け、もつて
国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る
ことを目的とする。

（基本的理念）

第一条 国民は、自助と連帯の精神に基づき、自
ら加齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して常
に健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の
医療に要する費用を公平に負担するものとする。
（国の責務）

第二条 国は、国民の高齢期における医療に要す
る費用の適正化を図るために取組が円滑に実施
され、高齢者医療制度（第三章に規定する前期
期間に規定する前期高齢者医療の確保に関する
法律）において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第七百九
号）

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律
第百二十八号）

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法 律第百五十二号）

高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び第
四章に規定する後期高齢者医療制度をいう。以下
同じ。の運営が健全に行われるよう必要な必要な
各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定す
る目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、
社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しな
ければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重
し、住民の高齢期における医療に要する費用の
適正化を図るために取組及び高齢者医療制度の
運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策
を実施しなければならない。

前項に規定する住民の高齢期における医療に
要する費用の適正化を図るために取組において
は、都道府県は、当該都道府県における医療提
供体制（医療法（昭和二十二年法律第二百五
号）第三十条の三第一項に規定する医療提供体
制をいう。）の確保並びに当該都道府県及び當
該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同
じ。）の国民健康保険事業の健全な運営を担う
責任を有することに鑑み、保険者、第四十八条
に規定する後期高齢者医療広域連合（第八条か
ら第十六条まで及び第二十七条において「後期
高齢者医療広域連合」という。）、医療関係者そ
の他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を
果たすものとする。

（保険者の責務）

第五条 保険者は、加入者の高齢期における健
康の保持のために必要な事業を積極的に推進する
等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用
負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の
給付等を行うために必要な制度を設け、もつて
国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る
ことを目的とする。

（基本的理念）

第一条 国民は、自助と連帯の精神に基づき、自
ら加齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して常
に健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の
医療に要する費用を公平に負担するものとする。
（国の責務）

第二条 国は、国民の高齢期における医療に要す
る費用の適正化を図るために取組が円滑に実施
され、高齢者医療制度（第三章に規定する前期
期間に規定する前期高齢者医療の確保に関する
法律）において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第七百九
号）

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律
第百二十八号）

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律 第二百四十五号）

高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び第
四章に規定する後期高齢者医療制度をいう。以下
同じ。の運営が健全に行われるよう必要な必要な
各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定す
る目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、
社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しな
ければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重
し、住民の高齢期における医療に要する費用の
適正化を図るために取組及び高齢者医療制度の
運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策
を実施しなければならない。

前項に規定する住民の高齢期における医療に
要する費用の適正化を図るために取組において
は、都道府県は、当該都道府県における医療提
供体制（医療法（昭和二十二年法律第二百五
号）第三十条の三第一項に規定する医療提供体
制をいう。）の確保並びに当該都道府県及び當
該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同
じ。）の国民健康保険事業の健全な運営を担う
責任を有することに鑑み、保険者、第四十八条
に規定する後期高齢者医療広域連合（第八条か
ら第十六条まで及び第二十七条において「後期
高齢者医療広域連合」という。）、医療関係者そ
の他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を
果たすものとする。

（保険者の責務）

第五条 保険者は、加入者の高齢期における健
康の保持のために必要な事業を積極的に推進する
等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用
負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の
給付等を行うために必要な制度を設け、もつて
国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る
ことを目的とする。

（基本的理念）

第一条 国民は、自助と連帯の精神に基づき、自
ら加齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して常
に健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の
医療に要する費用を公平に負担するものとする。
（国の責務）

第二条 国は、国民の高齢期における医療に要す
る費用の適正化を図るために取組が円滑に実施
され、高齢者医療制度（第三章に規定する前期
期間に規定する前期高齢者医療の確保に関する
法律）において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第七百九
号）

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律
第百二十八号）

七 健康保険法（昭和三十七年法律第七百九 号）

高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び第
四章に規定する後期高齢者医療制度をいう。以下
同じ。の運営が健全に行われるよう必要な必要な
各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定す
る目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、
社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しな
ければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重
し、住民の高齢期における医療に要する費用の
適正化を図るために取組及び高齢者医療制度の
運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策
を実施しなければならない。

前項に規定する住民の高齢期における医療に
要する費用の適正化を図るために取組において
は、都道府県は、当該都道府県における医療提
供体制（医療法（昭和二十二年法律第二百五
号）第三十条の三第一項に規定する医療提供体
制をいう。）の確保並びに当該都道府県及び當
該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同
じ。）の国民健康保険事業の健全な運営を担う
責任を有することに鑑み、保険者、第四十八条
に規定する後期高齢者医療広域連合（第八条か
ら第十六条まで及び第二十七条において「後期
高齢者医療広域連合」という。）、医療関係者そ
の他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を
果たすものとする。

（保険者の責務）

第五条 保険者は、加入者の高齢期における健
康の保持のために必要な事業を積極的に推進する
等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用
負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の
給付等を行うために必要な制度を設け、もつて
国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る
ことを目的とする。

（基本的理念）

第一条 国民は、自助と連帯の精神に基づき、自
ら加齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して常
に健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の
医療に要する費用を公平に負担するものとする。
（国の責務）

第二条 国は、国民の高齢期における医療に要す
る費用の適正化を図るために取組が円滑に実施
され、高齢者医療制度（第三章に規定する前期
期間に規定する前期高齢者医療の確保に関する
法律）において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第七百九
号）

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律
第百二十八号）

は、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を厚生労働大臣に報告するよう努めるものとする。

都道府県は、計画期間において、第九条第一

項目第一号及び第二号の目標を達成できないと認める場合又は当該都道府県における医療に要する費用が都道府県の医療に要する費用の目標を著しく上回るに至る場合は、その要因などを

著しく上回ると読みの場合にはその要因を分析するとともに、当該要因の解消に向けて、保

陰者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の開業者、努力による更なる対策等。

他の関係者と協力して必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めると、

るにより、年度（次項の規定による結果の公表）及び次条第三項の評価二行つと三度と余、。

及び次条第三項の評価を行った年度を除く)ごとに、全国医療費適正化計画の進捗状況を公

表するものとする。

厚生労働大臣は、次期の全国医療費適正化計画の作成に資するため、厚生労働省令で定める

ところにより、全国医療費適正化計画の期間

（以下この項及び次項において「計画期間」といふ。）終了の日付を定め、

いう)の終了日の属する年度において、当該計画期間における当該全国医療費適正化計画

の進捗状況に関する調査及び分析の結果を公表

するものとする。
厚生労働大臣は、十四回間ごろにて、第八条

厚生労働大臣は、計画期間において第1号及び第2号の目標を達成できない

と認める場合又は国における医療に要する費用

に、当該要因の解消に向けて、保険者、後期高

齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者と協力して小豆沢付近の高齢者のための活動を行なっている。

協力して必要な対策を講ずるものとする
（計画の実績に関する評価）

第十二条 都道府県は、厚生労働省令で定めると

ころにより、都道府県医療費適正化計画の期間の終了日の属する年度の翌年度において、当

該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の

調査及び分析を行い、保険者協議会の意見を聴く

いて、当該計画の実績に関する評価を行うものとする。

都道府県は、前項の評価を行つたときは、厚

生労働省令で定めるところにより、その結果を

公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣は報告するものとする。

の日の属する年度の翌年度において、当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行うとともに、前項の報告を踏まえ、関係都道府県の意見を聴いて、各都道府県における都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたときは、その結果を公表するものとする。
(診療報酬に係る意見の提出等)

第十三条 都道府県は、前条第一項の評価の結果、第九条第二項第二号の目標の達成のために必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対して、健康保険法第七十六条第二項の規定による定め及び同法第八十八条第四項の規定による定め並びに第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び第七十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準(次項及び次条第一項において「診療報酬」という。)に関する意見を提出することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により都道府県から意見が提出されたときは、当該意見に配慮して、診療報酬を定めるよう努めなければならぬ。

(診療報酬の特例)

第十四条 厚生労働大臣は、第十二条第三項の評価の結果、第八条第四項第二号及び各都道府県における第九条第二項第二号の目標を達成し、医療費適正化を推進するために必要があると認めるとときは、一の都道府県の区域内における診療報酬について、地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲内において、他の都道府県の区域内における診療報酬と異なる定めをすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の定めをするに当たつては、あらかじめ、関係都道府県知事に協議するものとする。

(資料提出の協力及び助言等)

第十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第十三条第一項若しくは第五項の進捗状況若しくは同条第二項若しくは第六項の結果を公表し、又は第十二条第一項若しくは第三項の評価を行つたために必要があると認めるときは、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他関係者に対し、必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十一条第一項若しくは第五項の規定により公表した准拠状況、同条第二項若しくは第六項の結果又は第十二条第一項若しくは第三項の評価の結果を踏まえ、保険者後期高齢者医療広域連合又は医療機関に対し、必要な助言又は援助をすることができる。

(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等)

第十六条 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、次に掲げる事項に関する情報(以下「医療保険等関連情報」という。)について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

一 医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況その他の厚生労働省令で定める事項

二 医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況その他の厚生労働省令で定める事項

三 保険者及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働大臣に対し、医療保険等関連情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県、市町村その他厚生労働省令で定める者に対し、医療保険等関連情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

(国民保健の向上のための匿名医療保険等関連情報の利用又は提供)

第十六条の二 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名医療保険等関連情報(医療保険等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる医療保険等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した医療保険等関連情報をいふ。以下同じ。)を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名医療保険等関連情報の提供を受けたことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定められたものを行ふものに提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体
二 保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに 疾病的予防 診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究	
三 民間事業者その他の厚生労働省令で定めるもの	
者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務 (特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うもの)	2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名医療保険等関連情報を健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報及び介護保険法第百八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連絡して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。
厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名医療保険等関連情報を提供しようとする場合は、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴なければならない。 (照合等の禁止)	3 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名医療保険等関連情報を提供しようとする場合は、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴なければならない。 (照合等の禁止)
第十六条の三 前条第一項の規定により匿名医療保険等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「匿名医療保険等関連情報利用者」という。)は、匿名医療保険等関連情報を取り扱うに当たつては、当該匿名医療保険等関連情報の作成に用いられた医療保険等関連情報に係る本人を識別するために、当該医療保険等関連情報から削除された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいふ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声動作その他の方法を用いて表された一切の事実をいう。)若しくは匿名医療保険等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名医療保険等関連情報を他の情報と照合してはならない。 (消去)	第十六条の四 匿名医療保険等関連情報利用者は、提供を受けた匿名医療保険等関連情報を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく当該匿名医療保険等関連情報を消去しなければならない。 (安全管理措置)

は毀損の防止その他の当該匿名医療保険等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(利用者の義務)
第十六条の六 匿名医療保険等関連情報利用者は、匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合には、支払基金は、匿名医療保険等関連情報の利用に関して知り得た匿名医療保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(立入検査等)

第十六条の七 厚生労働大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、匿名医療保険等関連情報利用者（國の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対しても質問させ、若しくは匿名医療保険等関連情報利用者の事務所その他事業所に立ち入り、匿名医療保険等関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。（是正命令）

(支払基金等への委託)
第十六条の八 厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者が第十六条の三から第十六条の六までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(手数料)
第十七条 厚生労働大臣は、第十六条第一項に規定する調査及び分析並びに第十六条の二第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）その他厚生労働省令で定める者（次条において「支払基金等」という。）に委託することは、実費を勘案して政令で定める額の手数料を

国（前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が第十六条の二第一項の規定による匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合には、支払基金等）に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のため特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第一項の規定により支払基金等に納められた手数料は、支払基金等の収入とする。

第二節 特定健康診査等基本指針等

(特定健康診査等基本指針)

第十八条 厚生労働大臣は、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健

康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対する保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）の適切かつ有効な実施を図るために基本的な指針（以下「特定健康診査等基本指針」という。）を定めるものとする。

2 特定健康診査等基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

3 第一項の規定により特定保健指導（以下「特定健康診査等」）の実施方法に関する基本的な事項

2 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

3 保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(特定健康診査)
第二十条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第二十六条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

(他の法令に基づく健康診断との関係)

第二十一条 保険者は、加入者が、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた場合又は受けることができる場合、厚生労働省令で定めるところにより、前条の規定により特定健康診査の全部又は一部を行つたものとする。

(他の法令に基づく健康診断との関係)

第二十二条 保険者は、前条の規定により特定保健指導を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定保健指導に関する記録の送付を受けた場合は、この限りでない。

(他の保険者の加入者への特定健康診査等)

第二十三条 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、特定健康診査の結果を受けた加入者に対し、特定保健指導を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定保健指導に関する記録の送付を受けた場合は、この限りでない。

(他の保険者の加入者への特定健康診査等)

第二十四条 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、特定健康診査の結果を受けた加入者に対し、特定保健指導を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定保健指導に関する記録の送付を受けた場合は、この限りでない。

(特定保健指導の結果の通知)

第二十五条 保険者は、前条の規定により特定保健指導を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定保健指導に関する記録の送付を受けた場合は、この限りでない。

(特定保健指導の結果の通知)

第二十六条 保険者は、その加入者の特定健康診査等の実施に支障がない場合には、他の保険者その他の法令に基づき特定健康診査に相当する健康診断を実施する責務を有する者（以下「事業者等」という。）は、当該健康診断の実施を委託することができる。この場合において、事業者等は、当該特定健康診査又は特定保健指導を行うことができる。この場合において、保険者は、当該特定健康診査又は特定保健指導を受けた者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査又は特定保健指導を行うことができる。この場合において、保険者は、前項の規定により、他の保険者の加入者に対し特定健康診査又は特定保健指導を受けた者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査又は特定保健指導を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査又は特定保健指導を行うことができる。

(特定健康診査に関する記録の保存)

第二十七条 保険者は、第二十条の規定により特定健康診査を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査に関する記録の送付を受けた場合は、この限りでない。

(特定健康診査等実施計画)

第二十八条 保険者は、第二十条の規定により特定健康診査等実施計画を作成する重要な事項

ともに行う国民健康保険（以下「国民健康保険」という。）にあつては、市町村。以下この規定により特定健康診査、第二十五条第一項に規定により特定健康診査の結果を証明する書面の提出若しくは特定健康診査に関する記録の写しの提供を受けた場合においても、同様とする。

記録を保存しなければならない。同條の規定により特定健康診査の結果を証明する書面の提出若しくは特定健康診査に関する記録の写しの提供を受けた場合においても、同様とする。

定期保健指導を受け、その費用を当該他の保険者に支払った場合には、当該加入者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健診又は特定保健指導に要する費用として相当な額を支給する。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、保険者は他の保険者と協議して、当該他の保険者の加入者に係る特定健診又は特定保健指導の費用の請求及び支給の取扱いに關し、別段の定めをすることができる。

第二十七条 保険者は、特定健診等の適切かつ有効な実施を図るために、加入者の資格を取得した者（国民健康保険につきは同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更した被保険者を含む。次項において同じ。）があらざるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健診又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、特定健診等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者の資格を取得した者が後期高齢者医療広域連合の被保険者の資格を有するときは、当該後期高齢者医療広域連合が保存している当該加入者に係る第二百二十五条第一項に規定する健康診査又は保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 保険者は、特定健診等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等（厚生労働省令で定める者を含む。以下この項目及び次項において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健診若しくは特定保健指導に関する記録、第二百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者（後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定め

るところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

（実施の委託）

2 第二十八条 保険者は、特定健診等について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに對し、その実施を委託することができる。この場合において、保険者は、受託者に對し、委託する特定健診等の実施に必要な範囲内において、厚生労働省令で定めるところにより、自らが保存する特定健診又は特定保健指導に関する記録の写しその他必要な情報を提供することができる。

第二十九条 保険者は、第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者に対して特定健診等を実施するに當つては、前期高齢者である加入者の心身の特性を踏まえつつ、介護保険法第一百十五条の四十五第一項及び第二項の規定により地域支援事業を行つた市町村との適切な連携を図るよう留意するとともに、当該特定健診等が効率的に実施されるよう努めるものとする。

2 保険者は、前項に規定するもののほか、特定健診の効率的な実施のために、他の保険者、医療機関その他の関係者との連携に努めなければならない。

第二十九条の二 国民健康保険法第三条第一項の規定により被保険者について、この節の規定による事務を行ふものとする。

第三十条 第二十八条の規定により保険者から定健康診査等の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合には、その役員）若しくはその職員又はこれらの人であつた者は、その実施に關して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

（健康診査等指針との調和）

第三十一条 第十八条第一項、第二十条、第二十

一条第一項、第二十二条から第二十五条まで、第二十六条第二項、第二十七条第三項及び第四

項並びに第二十八条に規定する厚生労働省令は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保れたものでなければならぬ。

第三章 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整

（前期高齢者交付金）

2 第三十二条 支払基金は、各保険者（国民健康保険につきは、都道府県。以下この章において同じ。）に係る加入者の数に占める前期高齢者（六十歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後である加入者であつて、七十十五歳に達する日の属する月以前であるものその他生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）の数の割合に係る負担の不均衡を調整するため、政令で定めるところにより、保険者に對して、前期高齢者交付金を交付する。

2 前項の前期高齢者交付金は、第三十六条第一項の規定により支払基金が徴収する前期高齢者納付金をもつて充てる。

（前期高齢者交付金の額）

2 前項の前条第一項の規定により各保険者に對して交付される前期高齢者交付金の額は、当該年度の概算前期高齢者交付金の額とする。ただし、前々年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超えるときは、当該年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超えるとらその超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を控除して得た額と同様のものとし、前々年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額が満たないときは、当該年度の概算前期高齢者交付金の額にその満たない額とその満たない額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

2 前項に規定する前期高齢者交付調整金額は、前々年度におけるすべての保険者に係る概算前期高齢者交付金の額と確定前期高齢者交付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各保険者ことに算定される額とする。

（概算前期高齢者交付金）

2 前項に規定する前期高齢者交付調整金額は、前々年度におけるすべての保険者に係る概算前期高齢者交付金の額と確定前期高齢者交付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各保険者ことに算定される額とする。

（概算前期高齢者交付金）

2 前項の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 イ 及びロに掲げる額の合計額

イ （1）及び（2）に掲げる額の合計額か

ら（3）に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

の三分の二に相当する額

（1） 当該年度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額

（2） 当該年度における当該保険者に係る第三十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を同年度における当該保険者に係る後期高齢者支援金の概算額から同年百九十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を同年度における概算報酬調整後調整対象基準額に算定される率を乗じて得た額（以下「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額」という。）

2 第三十三条 前条第一項の規定により各保険者に對して交付される前期高齢者交付金の額は、当該年度の概算前期高齢者交付金の額とする。ただし、前々年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超えるときは、当該年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超える額とその超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一に相当する額

（3） 当該年度における概算調整対象基準額の額と当該年度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額から同年百九十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を同年度における概算報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

（4） 被用者保険等保険者以外の保険者

二 度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額から同年百九十九条第一項の概算後期高齢者支援金の合計額から同年度における概算報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 度における当該保険者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額から同年度における概算報酬調整対象基準額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 度、当該年度の前年度及び当該年度の前々年度の各年度における当該保険者に係る前期高齢者見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額から同年度における当該保険者に係る前期高齢者見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

第一項各号の確定調整対象基準額は、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費額（前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額（被用者保険等保険者にあつては、当該額に確定額補正率を乗じて得た額）及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額に確定加入者調整率を乗じて得た額とする。第一項第一号ロの確定報酬調整後調整対象基

に第一百二十二条第一項第一号イ及びロにおいて同じ。)を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該保険者に係る加入者の数で余して得を預

二 全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬
総額の合計額を全ての被用者保険等保険者に
係る加入者の総数で除して得た額として算定

前二項の確定額補正率は、各被用者保険等保

險者に係る第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額が第三号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除して得た額の合計額に等しくなるよう厚生労働省令で定めるところにより算定して率とする。

一 前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に確定加入者調整率を乗じて得た額

二 前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額

四 被用者保険等保険者を被用者保険等保険者
齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に確定
加入者調整率を乗じて得た額

以外の保険者とみなした場合における前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額

6 第四項の確定給付費等補正率は、各被用者保険等保険者に係る第一号に掲げる額の合計額が第二号に掲げる額の合計額に等しくなるよう厚生労働省令で定めるところにより算定した率と

第一項各号の調整対象給付費額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額に確定報酬調整率及び確定加入者調整率を乗じて得た額

前項に規定する旨其高齢者納付調整金客に
前々年度におけるすべての保険者に係る概算前
期高齢者納付金の額と確定前期高齢者納付金の
額との過不足額につき生ずる利子その他の事情
を勘案して厚生労働省令で定めるところにより
各保険者ごとに算定される額とする。
(概算前期高齢者納付金)

て政令で定めるところにより算定した額の度における当該保険者の財政状況に鑑みが政令で定める基準に満たないもののをいう。この条において同じ)。負担調整前概算前高齢者納付金相当額から特別負担調整対象額を減額(イ)に掲げる合計額からロに掲げる額を控除して得た額(当該額が負担調整前概算前高齢者納付金相当額を上回るときは、負担調整前概算前高齢者納付金相当額とする)。

じ、当該各号に定める額とする。

一 概算負担調整基準超過保険者（当該年度における負担調整前概算前期高齢者納付金相当額が零を超える保険者のうち、イに掲げる合計額が口に掲げる額を超える者（次号の特別概算負担調整基準超過保険者を除く。）をいいう。以下この条において同じ。）負担調整前概算前期高齢者納付金相当額から負担調整対

（1） 当該年度における負担調整前概算前期高齢者納付金相当額

（2） 当該年度における当該保険者に係る第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金全額

象見込額（イに掲げる合計額から口に掲げる額を控除して得た額（当該額が負担調整前概算前期高齢者納付金相当額を上回るときは、負担調整前概算前期高齢者納付金相当額とする。）をいう。第三項において同じ。）を控除して得た額と負担調整見込額との合計額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 口
（2）(1) イに掲げる合計額
　　負担調整基準率を乗じて得た額

　　当該年度における当該保険者の給付に
　　第百二十一条第一項各号の概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額

　　の額を同年度における当該保険者に係る

(1) 当該年度における負担割合(被算用其高齢者納付金相当額)

百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を同年度における当該保険者に係る第百二十条第一項各号の概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額

1) 調整基準率を乗じて得た額
イ こ喝する合計額

(2) 当該年度における当該保険者の給付に要する費用（健康保険法第百七十三条第

る費用を含む。次号口（2）、次条第一項第一号口（2）及び第二号口（2）において「保険者の給付に要する費用等」

「厚生労働省令で定めるところにより算定される額

二 特別概算負担調整基準超過保険者（当該年度における負担調整前概算前期高齢者納付金相当額が零を超える保険者のうち、イに掲げる合計額が口に掲げる額を超える者であつ

て政令で定めることによって算定したものが政令における当該保険者の財政的立場に見合ったものとのいう。以下この条において同じ。) 負担調整前概算前期高齢者納付金相当額から特別負担調整対象見合額(イ)に掲げる合計額から控除して得た額(当該額が負担調整前概算前期高齢者納付金相当額を上回るときは、負担調整前概算前期高齢者納付金相当額とする。

(1) 次に掲げる額の合計額
得た額と負担調整見込額との合計額をいう。(第三項において同じ。)を控除して
(2) 高齢者納付金相当額
百十九条第一項の概算後期高齢者支援金
当該年度における当該保険者に係る第

(2) (1) 口の額を同年度における当該保険者に係る第百二十条第一項各号の概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額次に掲げる額の合計額に当該年度の特別負担調整基準率を乗じて得た額イに掲げる合計額

(2) 当該年度における当該保険者の給付に

三 要する費用等の見込額として厚生労働省令で定めることにより算定される額概算負担調整基準超過保険者及び特別概算

負担調整基準超過保険者以外の保険者 負担調整前概算前期高齢者納付金相当額と負担調整前概算前期高齢者納付金相当額との合計額
前項各号の負担調整前概算前期高齢者納付金相当額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、該各号に定める額とする。
一 被用者保険等保険者 イ及びロに掲げる額

イ 第三十四条第一項各号の概算調整対象其の合計額から、当該保険者に係る同項各号の調

後期高齢者支援金の概算額の合計額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の二に相当する額

口 第三十四条第一項第一号の概算報酬調整後調整対象基準額から、当該保険者に係

不足する額について、同項の規定による通知とともに交付の方法その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の前期高齢者交付金の額を超える場合には、その超える額について、未払の前期高齢者交付金があるときはこれに充當し、なお残余があれば返還させ、未払の交付金がないときはこれを返還させなければならない。

(前期高齢者納付金等の額の決定、通知等)

第四十三条 支払基金は、各年度につき、各保険者が納すべき前期高齢者納付金等の額を決定し、当該各保険者に対し、その者が納付すべき前期高齢者納付金等の額、納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により前期高齢者納付金等の額が定められた後、前期高齢者納付金等の額を変更する必要が生じたときは、支払基金は、当該各保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の前期高齢者納付金等の額を通知しなければならない。

3 支払基金は、保険者が納付した前期高齢者納付金等の額が、前項の規定による変更後の前期高齢者納付金等の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の前期高齢者納付金等の額を超える場合には、その超える額について、未納の前期高齢者納付金等その他のこの章の規定による支払基金の徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば返付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(督促及び滞納処分)
第四十四条 支払基金は、保険者が、納付すべき期限までに前期高齢者納付金等を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。
2 支払基金は、前項の規定により督促をするとときは、当該保険者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による督促を受けた保険者がその指定期限までにその督促状に係る前期高齢者納付金等及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、政令で定めるところ

により、その徴収を、厚生労働大臣又は都道府県知事に請求するものとする。

4 前項の規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により処分することができる。

(延滞金)

第四十五条 前条第一項の規定により前期高齢者納付金等の納付を督促したときは、支払基金は、その督促に係る前期高齢者納付金等の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。

2 前項の場合において、前期高齢者納付金等の千円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の規定により前期高齢者納付金等の額の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる前期高齢者納付金等の額は、その納付のあつた前期高齢者納付金等の額を控除した額とする。

2 前項の場合において、前期高齢者納付金等の額の部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる前期高齢者納付金等の額は、その納付のあつた前期高齢者納付金等の額を控除した額とする。

3 前項の規定において、前二項の前期高齢者納付金等の額の端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額には、延滞金の計算において、前二項の前期高齢者納付金等の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収しない。ただし、第三号の場合には、徴収しない。ただし、第三号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

2 延滞金の額が百円未満であるときは、その端数は、切り捨てる。

3 前期高齢者納付金等について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

4 前期高齢者納付金等を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、

(納付の猶予)
第四十六条 支払基金は、やむを得ない事情により、保険者が前期高齢者納付金等を納付することが著しく困難であると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険者の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受け、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができ

2 支払基金は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、猶予に係る前期高齢者納付金等の額、猶予期間その他必要な事項を保険者に通知しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る前期高齢者納付金等につき新たに第四十四条第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求をすることができない。

第四章 後期高齢者医療制度

第一節 総則

(後期高齢者医療)
第二節 総則

(後期高齢者医療)
第三節 総則

(後期高齢者医療)
第四節 総則

(後期高齢者医療)
第五節 総則

(後期高齢者医療)
第六節 総則

(後期高齢者医療)
第七節 総則

(後期高齢者医療)
第八節 総則

(後期高齢者医療)
第九節 総則

(後期高齢者医療)
第十節 総則

(後期高齢者医療)
第十一節 総則

(後期高齢者医療)
第十二節 総則

(後期高齢者医療)
第十三節 総則

(後期高齢者医療)
第十四節 総則

(後期高齢者医療)
第十五節 総則

(後期高齢者医療)
第十六節 総則

(後期高齢者医療)
第十七節 総則

(後期高齢者医療)
第十八節 総則

(後期高齢者医療)
第十九節 総則

(後期高齢者医療)
第二十節 総則

(後期高齢者医療)
第二十一節 総則

(後期高齢者医療)
第二十二節 総則

(後期高齢者医療)
第二十三節 総則

(後期高齢者医療)
第二十四節 総則

(後期高齢者医療)
第二十五節 総則

(後期高齢者医療)
第二十六節 総則

(後期高齢者医療)
第二十七節 総則

(後期高齢者医療)
第二十八節 総則

(後期高齢者医療)
第二十九節 総則

(後期高齢者医療)
第三十節 総則

(後期高齢者医療)
第三十一節 総則

(後期高齢者医療)
第三十二節 総則

(後期高齢者医療)
第三十三節 総則

(後期高齲者医療)
第三十四節 総則

(後期高齲者医療)
第三十五節 総則

(後期高齲者医療)
第三十六節 総則

(後期高齲者医療)
第三十七節 総則

(後期高齲者医療)
第三十八節 総則

(後期高齲者医療)
第三十九節 総則

(後期高齲者医療)
第四十節 総則

(後期高齲者医療)
第四十一節 総則

(後期高齲者医療)
第四十二節 総則

(後期高齲者医療)
第四十三節 総則

(後期高齲者医療)
第四十四節 総則

(後期高齲者医療)
第四十五節 総則

(後期高齲者医療)
第四十六節 総則

(後期高齲者医療)
第四十七節 総則

(後期高齲者医療)
第四十八節 総則

(後期高齲者医療)
第四十九節 総則

(後期高齲者医療)
第五十節 総則

(後期高齲者医療)
第五十一節 総則

(後期高齲者医療)
第五十二節 総則

(後期高齲者医療)
第五十三節 総則

(後期高齲者医療)
第五十四節 総則

(後期高齲者医療)
第五十五節 総則

(後期高齲者医療)
第五十六節 総則

(後期高齲者医療)
第五十七節 総則

(後期高齲者医療)
第五十八節 総則

(後期高齲者医療)
第五十九節 総則

(後期高齲者医療)
第六十節 総則

(後期高齲者医療)
第六十一節 総則

(後期高齲者医療)
第六十二節 総則

(後期高齲者医療)
第六十三節 総則

(後期高齲者医療)
第六十四節 総則

(後期高齲者医療)
第六十五節 総則

(後期高齲者医療)
第六十六節 総則

(後期高齲者医療)
第六十七節 総則

(後期高齲者医療)
第六十八節 総則

(後期高齲者医療)
第六十九節 総則

(後期高齲者医療)
第七十節 総則

(後期高齲者医療)
第七十一節 総則

(後期高齲者医療)
第七十二節 総則

(後期高齲者医療)
第七十三節 総則

(後期高齲者医療)
第七十四節 総則

(後期高齲者医療)
第七十五節 総則

(後期高齲者医療)
第七十六節 総則

(後期高齲者医療)
第七十七節 総則

(後期高齲者医療)
第七十八節 総則

(後期高齲者医療)
第七十九節 総則

(後期高齲者医療)
第八十節 総則

(後期高齲者医療)
第八十一節 総則

(後期高齲者医療)
第八十二節 総則

(後期高齲者医療)
第八十三節 総則

(後期高齲者医療)
第八十四節 総則

(後期高齲者医療)
第八十五節 総則

(後期高齲者医療)
第八十六節 総則

(後期高齲者医療)
第八十七節 総則

(後期高齲者医療)
第八十八節 総則

(後期高齲者医療)
第八十九節 総則

(後期高齲者医療)
第九十節 総則

(後期高齲者医療)
第九十一節 総則

(後期高齲者医療)
第九十二節 総則

(後期高齲者医療)
第九十三節 総則

(後期高齲者医療)
第九十四節 総則

(後期高齲者医療)
第九十五節 総則

(後期高齲者医療)
第九十六節 総則

(後期高齲者医療)
第九十七節 総則

(後期高齲者医療)
第九十八節 総則

(後期高齲者医療)
第九十九節 総則

(後期高齲者医療)
第一百節 総則

(後期高齲者医療)
第一百一節 総則

(後期高齲者医療)
第一百二節 総則

(後期高齲者医療)
第一百三節 総則

(後期高齲者医療)
第一百四節 総則

(後期高齲者医療)
第一百五節 総則

(後期高齲者医療)
第一百六節 総則

(後期高齲者医療)
第一百七節 総則

(後期高齲者医療)
第一百八節 総則

(後期高齲者医療)
第一百九節 総則

(後期高齲者医療)
第一百十節 総則

(後期高齲者医療)
第一百十一節 総則

(後期高齲者医療)
第一百十二節 総則

(後期高齲者医療)
第一百十三節 総則

(後期高齲者医療)
第一百十四節 総則

(後期高齲者医療)
第一百十五節 総則

(後期高齲者医療)
第一百十六節 総則

(後期高齲者医療)
第一百十七節 総則

(後期高齲者医療)
第一百十八節 総則

(後期高齲者医療)
第一百十九節 総則

(後期高齲者医療)
第一百二十節 総則

(後期高齲者医療)
第一百二十一節 総則

(後期高齲者医療)
第一百二十二節 総則

(後期高齲者医療)
第一百二十三節 総則

(後期高齲者医療)
第一百二十四節 総則

(後期高齲者医療)
第一百二十五節 総則

(後期高齲者医療)
第一百二十六節 総則

(後期高齲者医療)
第一百二十七節 総則

(後期高齲者医療)
第一百二十八節 総則

(後期高齲者医療)
第一百二十九節 総則

(後期高齲者医療)
第一百三十節 総則

(後期高齲者医療)
第一百三十一節 総則

(後期高齲者医療)
第一百三十二節 総則

(後期高齲者医療)
第一百三十三節 総則

(後期高齲者医療)
第一百三十四節 総則

(後期高齲者医療)
第一百三十五節 総則

(後期高齲者医療)
第一百三十六節 総則

(後期高齲者医療)
第一百三十七節 総則

(後期高齲者医療)
第一百三十八節 総則

(後期高齲者医療)
第一百三十九節 総則

(後期高齲者医療)
第一百四十節 総則

(後期高齲者医療)
第一百四十一節 総則

(後期高齲者医療)
第一百四十二節 総則

(後期高齲者医療)
第一百四十三節 総則

(後期高齲者医療)
第一百四十四節 総則

(後期高齲者医療)
第一百四十五節 総則

(後期高齲者医療)
第一百四十六節 総則

(後期高齲者医療)
第一百四十七節 総則

(後期高齲者医療)
第一百四十八節 総則

(後期高齲者医療)
第一百四十九節 総則

(後期高齲者医療)
第一百五十節 総則

(後期高齲者医療)
第一百五十一節 総則

(後期高齲者医療)
第一百五十二節 総則

(後期高齲者医療)
第一百五十三節 総則

(後期高齲者医療)
第一百五十四節 総則

(後期高齲者医療)
第一百五十五節 総則

(後期高齲者医療)
第一百五十六節 総則

(後期高齲者医療)
第一百五十七節 総則

として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるもの）をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行つた被保険者に対する場合は、当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた被保険者に対する場合は、当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを見ることにより、第六十一条第三項本文（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。）又は第七十八条第三項（第八十二条第六項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

被保険者は、当該被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、当該事実を記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができ。この場合において、当該後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところに対し、當該書面の交付の求めを行つた被保険者に対する場合は、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとする。

前各項に規定するもののはか、被保険者に関する届出及び被保険者の資格に関する確認において必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十五条 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（次条第一項の規定により同項の規定による前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者を除く。）であつて、当該病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五十条の規定にかかるわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしていても、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。（次項において「特定継続入院等被保険者」といふ。）については、この限りでない。

二 病院又は診療所への入院

三 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設への入所

四 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三条）第十二条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

五 介護保険法第八条第一項に規定する特定施設への入居又は同条第二十五項に規定する介護保険施設への入所

第五十五条の二 国民健康保険法第二百六十六条の二（国民健康保険法第二百六十六条の二の規定による適用を受ける者の特例）

第一項及び第二項の規定の適用を受ける国民健康保険の被保険者であつて、これらの規定により住所を有するものとみなされた市町村（以下この項において「従前住所地市町村」という。）の加入する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区城内に住所を有する者（第二号の場合においては、六十五歳以上七十歳未満の者に限る。）が、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、第五十条の規定にかかるわらず、従前住所地市町村の加入する後期高齢者医療広域連合（第二号及び次項において

第五十六条 被保険者に係るこの法律による給付（以下「後期高齢者医療給付」という。）は、次のとおりとする。

一 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給

二 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

三 前二号に掲げるもののほか、後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより行う給付

（他の法令による医療に関する給付との調整）

第五十七条 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給は、被保険者の当該疾病又は負傷につき、労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）の規定による療養補償給付、複数事業労働者療養給付若しくは療養給付、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）他の法律において準用する場合を含む。）の規定による療養補償、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）若しくは同法に基づく条例の規定による療養補償その他の政令で定める法令に基づく医療に関する給付を受けることができる場合、介護保険法の規定によつて、それぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合又はこれらの法令以外の法令

係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な費用を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用してする方法により、後期高齢者医療広域連合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であるとの確認を受けることをいう。（以下同じ。）その他厚生労働省令で定める方法（以下同じ。）により、被保険者であるとの確認を受けることをいう。

第二項第四号の申出は、厚生労働大臣が定めることにより、厚生労働大臣に対し、当該申出に係る療養を行う医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院（保険医療機関であるものに限る。）の開設者の意見書その他必要な書類を添えて行うものとする。

厚生労働大臣は、第二項第四号の申出を受けた場合は、当該申出について速やかに検討を加え、当該申出に係る療養が同号の評価を行うことが必要な療養と認められる場合には、当該療養を患者申出療養として定めるものとする。

厚生労働大臣は、第五項の規定により第二項第四号の申出について検討を加え、当該申出に係る療養を患者申出療養として定めないこととした場合には、理由を付して、その旨を当該申出行った者に速やかに通知するものとする。

厚生労働大臣又は都道府県知事の指導

第六十五条 保険医療機関等又は保険医等（健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）は、第七十一条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準に従い、後期高齢者医療の療養の給付を取り扱い、又は担当しなければならない。

（厚生労働大臣又は都道府県知事の指導）

第六十六条 保険医療機関等は療養の給付に関する方法により、後期高齢者医療の診療又は調剤に關し、厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときを受けなければならない。

第六十七条 第二款

きは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

(一部負担金)
第六十七条 第六十四条第三項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第七十条第二項又は第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。
一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合
百分の十
二 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合(次号に掲げる場合を除く)百分の二十
三 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が前号の政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合百分の三十
4 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第六十九条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。
第六十八条 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。
第六十九条 後期高齢者医療広域連合は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合

被保険者であつて、保険医療機関等に第六十七条第一項の規定による一部負担金を支払うこととが困難であると認められるものに対し、次の措置を探ることができる。

一 部負担金を減額すること。

二 一部負担金の支払を免除すること。

三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保険者は、第六十七条第一項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うことをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。

3 前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

(保険医療機関等の診療報酬)

第七十条 後期高齢者医療広域連合は、療養の給付に関する費用を保険医療機関等に支払うものとし、保険医療機関等が療養の給付に關し後期高齢者医療広域連合に請求することができる費用の額は、次条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に關して当該保険医療機関等に支払われるべき一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 後期高齢者医療広域連合は、都道府県知事の認可を受け、保険医療機関等との契約により、当該保険医療機関等において行われる療養の給付に関する前項の療養の給付に要する費用について、同項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをることができる。

3 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、次条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び前項の定めに照らして審査した上、支払うものとする。

4 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を支払基金又は国保連合会に委託することができる。

6 「指定法人」という。に委託することがができる。

7 前項の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係る事務の委託を受けた指定法人は、当該診療報酬請求書の審査を厚生労働省令で定める要件に該当する者に行わせなければならない。

8 前各項に規定するものほか、保険医療機関等の療養の給付に関する費用の請求に関しても必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(療養の給付に関する基準)

9 第七十二条 療養の給付の取扱い及び担当に關する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聽いて定めるものとする。

10 中央社会保険医療協議会は、社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)第二条の規定の規定にかかわらず、前項の規定により意見を求められた事項について審議し、及び文書をもつて答申するほか、同項に規定する事項について、自ら厚生労働大臣に文書をもつて建議することができる。
(保険医療機関等の報告等)

11 第七十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に關して必要があると認めるときは、保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業員であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に對して質問させ、若しくは保険医療機関等について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

12 第十六条の七第二項及び第六十六条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第十六条の七第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

13 都道府県知事は、保険医療機関等につきこの法律の規定による療養の給付に關し健康保険法第八十条の規定による処分が行われる必要があると認めるととき、又は保険医等につきこの法律の規定による診療若しくは調剤に關し健康保険

につき第一項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

療養に要した費用の額を超えることと、
第一目 訪問看護療養費の支給

は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

は、第四項の厚生労働大臣が定める基準及び次条第一項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分ご参照。）に照らして審査した上、支払う。

第八十一條 厚生労働大臣又は都道府県知事は、
訪問看護療養費の支給に関して必要があると認
めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問
看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る
事業所の看護師その他の従業者であつた者(以
下この項において「指定訪問看護事業者であつ

第八十一条 厚生労働大
訪問看護療養費の支給に
關するときは、指定訪問看護
施設等の運営に係る費用を支給す
る。

臣又は都道府県知事は、
に關して必要があると認
有護事業者又は指定訪問
若しくは当該指定に係る
の従業者あつた者（以
て訪問看護事業者であつ

2 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が電子
資格確認等により被保険者であるとの確認を受
けないで保険医療機関等について診療又は薬
剤の支給を受けた場合において、当該確認を受
けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理
由によるものと認めるときは、療養の給付等に
代えて、療養費を支給するものとする。ただし
し、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二
項本文の規定の適用を受けている間は、この限
りでない。

3 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活
療養を除く。）について算定した費用の額から、
その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の
区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得
た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療
養について算定した費用の額から食事療養標準
負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を
基準として、後期高齢者医療広域連合が定め
る。

4 前項の費用の額の算定については、療養の給
付を受けるべき場合においては第七十一条第一項
の規定を、入院時食事療養費の支給を受ける
べき場合においては第七十四条第二項の規定
を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合
においては第七十五条第二項の規定を、保険料外
併用療養費の支給を受けるべき場合においては
前条第二項の規定を準用する。ただし、その額

は、現に療養に要した費用の額を超えることができるない。

る間に、この限りでない。

前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 被保険者が指定訪問看護を受けようとするときは、厚生労働省令で定めることにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から、電子化された登録情報等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を受けるものとする。

4 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき平均訪問看護費用額（指定訪問看護に要する平均的な費用の額をいう。）を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合をじて得た額（療養の給付について第六十九条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除して額とする。

5 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

6 第七十二条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

7 後期高齢者医療広域連合は、指定訪問看護事業者から訪問看護療養費の請求があつたと見て、後期高齢者医療広域連合は、指定訪問看護

は、第四項の厚生労働大臣が定める基準及び次条第一項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分ご参照。）に照らして審査した上、支払う。

労働大臣が定める算定方法の適用及び指定訪問看護事業者の訪問看護療養費の請求に関する事項は、政令で定める。

(指定訪問看護の事業の運営に関する基準)

第七十九条 指定訪問看護の事業の運営に関する基準については、厚生労働大臣が定める。

2 指定訪問看護事業者は、前項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従い、高齢者の心身の状況等に応じて適切な指定訪問看護を提供するとともに、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定訪問看護を受ける老齢者の立場に立つてこれを提供するよう努めなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準(指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る)を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならぬ。

4 第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事業所の看護師その他の従業者は、指定訪問看護に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

第八十条 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者は、指定訪問看護に関する中央社会保険医療協議会の権限について適用する。

第八十一条 厚生労働大
訪問看護療養費の支給に
關するときは、指定訪問看護
施設等の運営に係る費用を支給す
る。

3 都道府県知事は、指定訪問看護事業者につきこの法律の規定による指定訪問看護に関し健康保険法第九十五条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならぬ。い。

第三回 特別療養費の支給

第八十二条 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七十九号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる被保険者を除く。以下この条において「保険料滞納者」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第九十二条第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合には、当該保険料の滞納額につき災害その他行政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき。

たときは、当該保険料滞納者に対し、その療養費の給付又は指定訪問看護に要した費用について、療養費、保険外併用療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費の支給（次項、第四項及び第五項において「療養の給付等」という。）に代えて、特別療養費を支給する。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、市町村が保険料納付の奨励等を行つてもなお保険料滞納者が当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたときは、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

3 後期高齢者医療広域連合は、第一項又は前項本文の規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。

4 後期高齢者医療広域連合は、第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納者が滞納している保険料を完納した場合若しくはその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合又は当該被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた場合において、これらの場合に該当する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、療養の給付等を行う旨を通知するものとする。

6 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条
第三項、第六十五条、第六十六条、第七十条第
二項、第七十二条、第七十四条第七項（第七十
八条第八項において準用する場合を含む。）、第七
七十六条第二項、第七十八条第三項、第七十九
条第二項、第八十条及び前条の規定は、保険医
療機関等又は指定訪問看護事業者について受け
た特別療養費に係る療養又は指定訪問看護及び
これらに伴う特別療養費の支給について準用す
る。この場合において、必要な技術的読替え
は、政令で定める。

7 第一項又は第二項本文の規定の適用を受け
てないとすれば第七十七条第一項の規定が適
用されることとなるときは、後期高齢者医療広
域連合は、療養費を支給することができる。

8 第一項又は第二項本文の規定の適用を受け
てないとすれば第七十七条第一項の規定が適
用されることとなるときは、後期高齢者医療広
域連合は、療養費を支給するものとする。

9 第七十七条第三項及び第四項の規定は、前二
項の規定による療養費について準用する。この
場合において、同条第四項中「受けるべき場
合」とあるのは、「受けることができる場合」
と読み替えるものとする。

第四回 移送費の支給

10 第八十三条 後期高齢者医療広域連合は、被保険
者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養
及び特別療養費に係る療養を含む。）を受ける
ため病院又は診療所に移送されたときは、当該
被保険者に対し、移送費として、厚生労働省令
で定めるところにより算定した額を支給する。
前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところ
により、後期高齢者医療広域連合が必要であ
ると認める場合に限り、支給するものとする。
（高額療養費）

11 第八十四条 後期高齢者医療広域連合は、療養の
給付につき支払われた第六十七条に規定する一
部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養
を除く。以下この条において同じ。）に要した
費用の額からその療養に要した費用につき保険

（高額療養費）

（高額療養費）

外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第五十七条第二項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第一項において「二部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関する必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。
（高額介護合算療養費）

第八十五条 後期高齢者医療広域連合は、一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第四款

第八十六条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の死亡に関しては、条例の定めるところによること、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項の給付のほか、後期高齢者医療広域連合の条例の定めるところにより、傷病手当金の支給その他他の後期高齢者医療給付を行うことができる。

第五款 後期高齢者医療給付の制限

第八十七条 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、若しくは負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付又は入院時食事

第八十八条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不¹行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことがある。

第八十九条 被保険者又は被保険者であつた者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合には、その期間に係る療養の給付等は、行わない。

第九十条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者又は被保険者であつた者は後期高齢者医療給付を受ける者が正当な理由がなく第六十一条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

第九十一条 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付を受けられることができる被保険者が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納定期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお当該保険料を納付しない場合は、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

九二 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、後期高齢者医療給付を受けることができる被保険者が、市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

九三 後期高齢者医療広域連合は、第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている被保険者であつて、前二項の規定による後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払の一時差止めが

なされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該被保険者に通知して、当該一時差止に係る後期高齢者医療給付の額から当該被保険者が滞納している保険料額を控除することができる。

第四節 費用等

第一幕 費用の負担

第九十三条

後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合計額（以下「療養の給付等に要する費用の額」という。）から第六十七条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に係る療養の給付等に要する費用の額（以下「特定費用の額」という。）を控除した額（以下「次項第一号及び第一百条第一項において「負担対象額」という。）並びに流行初期医療確保拠出金の額において「特定流行初期医療確保拠出金の額」という。）を控除した額（第一百条第一項において「負担対象拠出金額」という。）の合計額（以下「負担対象総額」という。）の十二分の三に相当する額を負担する。

国は、前項に掲げるもののほか、政令で定めるとところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、後期高齢者医療の財政の安定化を図るために、被保険者に係る全ての医療に関する給付に要する費用の額に対する高額な医療に関する給付の割合等を勘案して、高額な医療に関する給付の発生による後期高齢者医療の財政に与える影響が著しいものとして政令で定めるところにより算定する額以上の高額な医療に関する給付に要する費用の合計額に次に掲げる率の合計額を乗じて得た額（第九十六条第二項において「高額医療費負担対象額」という。）の四分の一に相当する額を負担する。

一 負担対象額の十二分の一に相当する額を療養の給付等に要する費用の額で除して得た率

二 第百条第一項の後期高齢者負担率

3 国は、前二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、年度ごとに、支払基金に対して当該年度の特別負担調整見込額の総額等の三分の二を交付する。ただし、前々年度の特別負担調整見込額の総額等が同年度の特別負担調整額の総額等が同年度の特別負担調整見込額の総額等を超えるときは、当該年度の特別負担調整見込額の総額等からその超える額を控除して得た額の三分の二を交付するものとし、前々年度の特別負担調整見込額の総額等が同年度の特別負担調整額の総額等に満たないときは、当該年度の特別負担調整見込額の総額等にその満たない額を加算して得た額の三分の二を交付するものとする。

(国庫負担金の減額)

第九十四条 後期高齢者医療広域連合が確保すべき収入を不适当に確保しなかつた場合においては、国は、政令で定めるところにより、前条の規定により当該後期高齢者医療広域連合に対し負担すべき額を減額することができる。

2 前項の規定により減額する額は、不适当に確保しなかつた額を超えることができない。

(調整交付金)

第九十五条 国は、後期高齢者医療の財政を調整するため、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に對して調整交付金を交付する。

2 前項の規定による調整交付金の総額は、負担対象総額の見込額の総額の十二分の一に相当する額とする。

(都道府県の負担)

第九十六条 都道府県は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、負担対象総額の十二分の一に相当する額を負担する。

2 都道府県は、前項に掲げるもののほか、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を負担する。

(都道府県の負担金の減額)

第九十七条 後期高齢者医療広域連合が確保すべき収入を不适当に確保しなかつた場合においては、国が第九十四条の規定により負担すべき額を減額したときは、都道府県は、政令で定めるところにより、前条の規定により当該後期高齢者医療広域連合に對して負担すべき額を減額することができる。

2 前項の規定により減額する額は、不适当に確保しなかつた額を超えることができない。

（支払基金が後期高齢者医療広域連合に対してもう。）については、政令で定めるところにより、数に第二号に掲げる率を乗じて得た数を第三号に掲げる数で除して得た率を基礎として、二年ごとに政令で定める。

一二分の一に、当該年度における療養の給付等に要する費用の額に対する特定費用の額の割合の二分の一に相当する率を加えて得た数

二 百分の十一・七二に、当該年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の見込総数を令和四年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者割合の二分の一に相当する率を加えて得た数

三 前号に掲げる率に、イに掲げる率を乗じて得た率を除して得た率

イ 前号に掲げる率に、イに掲げる率を加えて得た数

イ 令和四年度における保険納付対象額を同年度における療養の給付等に要する費用の額で除して得た率

ロ 当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数を令和四年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た率

口 第一項の後期高齢者交付金は、第一百八十八条第一項の規定により支払基金が徴収する後期高齢者支援金をもつて充てる。

（後期高齢者交付金の減額）

第一百一条 厚生労働大臣は、後期高齢者医療広域連合が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合又は後期高齢者医療広域連合が支出すべきでない経費を不当に支出した場合には、政令で定めるところにより、支払基金に対し、前条第一項の規定により当該後期高齢者医療広域連合に對して交付する同項の後期高齢者交付金の額を減額することを命ずることができる。

前項の規定により減額する額は、不当に確保しなかつた額又は不当に支出した額を超えることができない。

（国の補助）

第一百二条 国は、第九十三条、第九十五条及び第一百六十六条第五項に規定するものほか、予算の範囲内において、後期高齢者医療に要する費用の一部を補助することができる。

（都道府県、市町村及び後期高齢者医療広域連合の補助及び貸付け）

第一百三条 都道府県、市町村及び後期高齢者医療広域連合は、第九十六条、第九十八条、第九十

用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額（以下この項において「療養の給付等に要した費用の額」という。）、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額。

三 基金事業対象収入額 後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する特別会計における合計額のうち、療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額。

四 基金事業対象費用額 後期高齢者医療広域連合において特定期間中に療養の給付等に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額として政令で定めるところにより算定した額。

五 基金事業交付額 後期高齢者医療広域連合において特定期間中に前項第一号の規定により交付を受けた額。

六 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

七 都道府県は、政令で定めるところにより、第3項の規定により後期高齢者医療広域連合による財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

八 国は、政令で定めるところにより、前項の規定により都道府県が繰り入れた額の三分の一に相当する額を負担する。

九 財政安定化基金から生ずる收入は、全て財政安定化基金に充てなければならない。
第三款 特別高額医療費共同事業

第一百一十七条 指定法人は、政令で定めるところにより算定した額。

二 指定法人は、特別高額医療費共同事業に要する費用に充てるため、政令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者数の見込数を乗じて得た額に、同年度におけるイに掲げる額を口に掲げた額を、後期高齢者医療広域連合から拠出金を徴収する。

三 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による拠出金を納付する義務を負う。

第四款 保険者の後期高齢者支援金等

（後期高齢者支援金等の徴収及び納付義務）

第一百一十八条 支払基金は、第百三十九条第一項第二号に掲げる業務に要する費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合から拠出金を納付する。

二 保険者は、後期高齢者支援金等を納付する義務を負う。

第五款 後期高齢者支援金の額

（後期高齢者支援金の額）

第一百一十九条 前条第一項の規定により各保険者が受けた額を、都道府県は、後期高齢者医療広域連合において特定期間中に前項第一号の規定により交付された額並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額として政令で定めるところにより算定した額。

第六款 後期高齢者医療広域連合

（後期高齢者医療広域連合）

第一百二十条 前条第一項の概算後期高齢者支援金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額。

二 被用者保険等保険者以外の保険者 前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象総額の総額を厚生労働省令で定めた同年度における当該保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めた同年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額に、確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額。

イ 当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額。

ロ 全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額。

二 被用者保険等保険者以外の保険者 当該年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の見込額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額に、確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額。

イイ 当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額。

ロ 全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額に、確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額。

二 前項各号の概算後期高齢者支援金調整率は、第十八条第二項第二号及び第十九条第二項第二号に掲げる事項についての達成状況、保険者に係る加入者の数等を勘案し、百分の九十九から百分の百十の範囲内で政令で定めるところにより算定する。

（後期高齢者関係事務費拠出金の額）

第一百二十二条 第百一十八条第一項の規定により各保険者から徴収する後期高齢者関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における第百三十九条第一項第二号に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各保険者に係る加入者の見込数に応じて得た額に、概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額を除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該保険者に係る加入者の見込数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

第七款 後期高齢者医療広域連合

（後期高齢者医療広域連合）

第一百二十三条 後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金に対し、各年度における保険納付対象額その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

（通知）

二 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による通知の事務を国保連合会に委託することができる。

第八款 後期高齢者医療広域連合

（後期高齢者医療広域連合）

第一百二十四条 第四十四条第一項の規定による通知の事務を国保連合会に委託することができる。

二 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による通知の事務を国保連合会に委託することができる。

第九款 後期高齢者医療広域連合

（後期高齢者医療広域連合）

二 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による通知の事務を国保連合会に委託することができる。

（准用）

（出産育児支援金の徴収及び納付義務）

第一百二十四条の二 支払基金は、第百三十九条第一項第三号に掲げる業務に要する費用に充てる

項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。は、後期高齢者医療広域連合又は後期高齢者医療給付を受ける者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であった者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

第一百三十七条 後期高齡者医
食の資格、受取高齢者三

険者の資格後期高齢者医療給付及び保険料に関する必要があると認めるときは、被保険者被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

市町村は、保険料の徴収に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者に對し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第十六条の七第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。

百三十一条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関する必要があると認めるときは、被保険者の後期高齢者医療給付を受けた事由が第三者の行為によつて生じたものであることを確認するために必要な事項、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する第百七条第二項に規定する老齢等年金給付の支給状況につき、市町村その他の官公署若しくは年金保險者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求める、又は銀銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることがで

(資料の提供等)

後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、他の後期高齢者医療広域連合及び保険者（国民健康保険にあつては、市町村）に対し、他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者及び加入者（国民健康保険にあつては、当該市町

村の区域内に住所を有する被保険者)の氏名及び住所、健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

3 市町村は、保険料の徴収に關して必要があると認めるときは、被保險者、被保險者の配偶者若しくは被保險者の屬する世帯の世帯主その他その世帯に屬する者の資産若しくは収入の状況又は被保險者に対する第百七条第二項に規定する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保險者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保險者の雇用主その他関係人に報告を求めることができる。

第五章 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務

(支払基金の業務)

第一百三十九条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 保険者（国民健康保険につては、都道府県。次条を除き、以下この章において同じ。）から前期高齢者納付金等を徴収し、保険者に對し前期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務
- 二 保険者から後期高齢者支援金等を徴収し、後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務
- 三 後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収し、保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収し、及び保険者に對し出産育児交付金を交付する業務並びにこれに附帯する業務

2 支払基金は、前項の業務に支障のない限りにおいて、厚生労働大臣の認可を受けて、第一条に規定する目的の達成に資する事業を行うことができる。

3 前二項に規定する業務は、高齢者医療制度關係業務という。

(業務の委託)

第一百四十条 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、高齢者医療制度関係業務の一部を保険者が加入している団体で厚生労働大臣が定めるものに委託することができる。

(業務方法書)

他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

業者、同上第2項に規定する保育園等に係る高齢者支援金等を徴収する業務及び同項第三条に規定する出産育児関係事業費拠出金等を徴収する業務に關し必要があると認めるとき、又は請求のつゝくに當り得ることあるときは、

し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

は、文書その他の物件の提出を求める」とかで
きる。

2 支払基金は、高齢者医療制度関係業務に關し、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なる不足があるときは、その不足額を

第一百四十三条 支払基金は、高齢者医療制度関係高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収する業務に關し必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。
(区分経理)

3 繰越欠損金として整備しなければならない。
支払基金は、予算をもつて定める額に限り、第一項の規定による積立金を百三十九条第一項第一号に規定する保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務、同項第二号に規定する

業務に係る経理については、百三十九条第二項第一号に掲げる業務、同項第二号及び第三号に掲げる業務並びに同条第二項に規定する業務ごとに、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

る後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者等を対象とした保険料の交付する業務及び同項第三号に規定する保険者に対する出産育児交付金を交付する業務又は同条第二項の規定により認可を受けて行う業務

第一百四十四条 支払基金は、高齢者医療制度関係業務に關し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業三箇月の開局前に、

務に要する費用に充てることができる。
(借入金及び債券)

資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更するときも、同様とする。

期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。

第一百四十五条 支払基金は、高齢者医療制度関係業務に關し、毎事業年度、財産目録、貸借对照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度終了後三月以内に厚生省に提出する。

3 年以内に償還しなければならない。
第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないとき

2 支払基金は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

は、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

生労働大臣に提出するときは、厚生労働省令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに才務者長及び決算報告書に関する監

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
5 支払基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることとし

支払基金は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務省表記及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、主たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の

- 第一項の規定による債券の債権者は、支払基金の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、第一項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の債券に関する事項は、政令で定める。
(政府保証)

第一百四十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、支払基金による前期高齢者交付金、後期高齢者交付金及び出産育児交付金の円滑な交付のために必要があると認められるときは、前条の規定による支払基金の長期借入金、短期借入金又は債券に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保證することができる。
(余裕金の運用)

第一百四十九条 支払基金は、次の方法によるほか、高齢者医療制度関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託（協議）

第一百五十条 厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一 第百四十七条第一項、第三項又は第八項の認可をしようとするとき。
二 前条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

(厚生労働省令への委任)
第一百五十二条 この章に定める事項は、医療制度関係業務に係る会計に関する必要な事項は、
る。

- （厚生労働省令への委任）**

第一百五十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、支払基金又は第百四十条の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）について、高齢者医療制度関係業務に關し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対する対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

第十六条の七 第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

都道府県知事は、支払基金につき高齢者医療制度関係業務に関し社会保険診療報酬支払基金法第二十九条の規定による处分が行われる必要があると認めるとき、又は支払基金の理事長、理事若しくは監事につき高齢者医療制度関係業務に関し同法第十一条第二項若しくは第三項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

（社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例）

第一百五十三条 第百一条第一項に規定する命令は、社会保険診療報酬支払基金法第十一条第二項及び第三項の規定の適用については、同法第二十九条に規定する命令とみなし、高齢者医療制度関係業務は、同法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。
(審査請求)

第一百五十四条 この法律に基づく支払基金の処分又はその不作為に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、支払基金の上級行政庁とみなす。

第六章 国民健康保険団体連合会の高齢者医療関係業務

第一百五十五条 国保連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第七十条第四項（第七十

- 十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。の規定により後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行う。

国保連合会は、前項に規定する業務のほか、後期高齢者医療の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行なうことができる。

一 第五十八条第三項の規定により後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納の事務

二 前号に掲げるもののほか、後期高齢者医療の円滑な運営に資する事業

(議決権の特例)

第一百五十六条 国保連合会が前条の規定により行う業務(以下「高齢者医療関係業務」という)については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもつて議決権に関する特別の定めをすることができる。

(区分経理)

第一百五十七条 国保連合会は、高齢者医療関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

第七章 雜則

(保険者協議会)

第一百五十七条の二 保険者及び後期高齢者医療広域連合は、共同して、加入者の高齢期における健康の保持及び医療費適正化のために必要な事業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力のため、都道府県ごとに、保険者協議会を組織する。

2 前項の保険者協議会は、次に掲げる業務を行なう。

一 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整

二 保険者に対する必要な助言又は援助

三 医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析

四 都道府県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析

厚生労働大臣は、保険者協議会が前項各号に掲げる業務を円滑に行なうため必要な支援を行うものとする。

- (研究開発の推進)
百五十八条 国は、高齢者保健事業及び第百二十五条第五項に規定する事業の健全かつ円滑な実施を確保するため、高齢者の心身の特性に応じた看護その他の医療、機能訓練等の研究開発並びに高齢者の日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具のうち、疾病、負傷等により心身の機能が低下している者に使用させることを目的とするものの研究開発の推進に努めなければならない。

(先取特権の順位)

百五十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

百六十条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び後期高齢者医療給付を受ける権利は、これらに基づく条例の規定により保険料を納付し、を行えることができる時から二年を経過したときは、時効によって消滅する。

保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、時効の更新の効力を生ずる。

(賦課決定の期間制限)

百六十一条の二 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期（この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなつた場合にあつては、当該保険料を課することができることとなつた日とする。次項において同じ。）の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

保険料の賦課決定をした後に、被保険者の責めに帰することのできない事由によつて被保険者に関する医療保険各法（国民健康保険法を除く。）との間における適用関係の調整を要することが判明した場合における保険料の額を減少させる賦課決定は、前項の規定にかかわらず、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して二年を経過した日以後であつても、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して調整が必要と認められる期間に相当する期間を経過する日まですることができる。

及びそれに要する費用の予想額等を勘案して政令で定める率を乗じて得た額を超えないよう調整するものとする。

(3) 厚生労働大臣は、都道府県が病床転換助成事業に要する費用の額を定めたときは、支払基金に対し、その金額を通知しなければならない。

(4) 都道府県は、病床転換助成事業に要する費用及び当該事業に関する事務の執行に要する費用を支弁する。

(5) 都道府県は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、病床転換助成事業に要する費用の額の二十七分の十に相当する額を交付する。

(6) 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、病床転換助成事業に要する費用の額の二十七分の一に相当する額を交付する。

(7) 都道府県が附則第四条の規定により支弁する費用の二十七分の十二に相当する額については、政令で定めるところにより、支払基金が当該都道府県に対して交付する病床転換助成交付金をもつて充てる。

(8) 前項の病床転換助成交付金は、次条第一項の規定により支払基金が徴収する病床転換支援金をもつて充てる。

(9) 病床転換支援金の徴収及び納付義務

(10) 第七条 支払基金は、附則第十一条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者（国民健康保険にあつては、都道府県。附則第九条の二第四項を除き、以下同じ。）から病床転換支援金及び病床転換助成関係事務費拠出金（以下「病床転換支援金等」という。）を徴収する。

(11) 保険者は、病床転換支援金等を納付する義務

(病床転換支援金の額)

(12) 第八条 前条第一項の規定により各保険者から徴収する病床転換支援金の額は、当該年度における病床転換助成事業に要する費用の二十七分の十二に相当する額を、厚生労働省令で定めることにより算定した当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額とする。

(病床転換支援金の額)

(13) 第九条 附則第七条第一項の規定により各保険者から徴収する病床転換助成関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、各保険者から徴収する病床転換助成関係事務費拠出金の額

額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における附則第十一条第一項に規定する支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

(支払基金の納付等)

(14) 第九条の一 支払基金は、政令で定める年度（以下この条において「対象年度」という。）の翌年度の末日までの間ににおいて、厚生労働大臣が、支払基金が平成二十年度から対象年度までの間（以下この条において「対象期間」といいう。）において附則第七条第一項の規定により保険者から徴収した病床転換支援金等の額（以下この条において「病床転換支援金等徴収額」という。）から対象期間において附則第十一条第一項に規定する業務に要した費用の額を控除して得た額（第三項において「国庫納付等算定対象額」という。）の範囲内において、対象期間における健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に対する費用についての補助金並びに国民健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての国庫負担金、調整交付金及び補助金の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合並びに病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が国庫に納付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を国庫に納付しなければならない。

(15) 第九条の二 支払基金は、政令で定める年度（以下この条において「対象年度」という。）の翌年度の末日までの間ににおいて、厚生労働大臣が、支払基金が平成二十年度から対象年度までの間（以下この条において「対象期間」といいう。）において附則第七条第一項の規定により保険者から徴収した病床転換支援金等の額（以下この条において「病床転換支援金等徴収額」という。）から対象期間において附則第十一条第一項に規定する業務に要した費用の額を控除して得た額（第三項において「国庫納付等算定対象額」という。）の範囲内において、対象期間における健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に対する費用についての補助金並びに国民健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての国庫負担金、調整交付金及び補助金の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合並びに病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が国庫に納付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を国庫に納付しなければならない。

(16) 第十条 第四十二条、第四十三条から第四十六条まで、第一百三十四条第二項及び第三項、第一百五十九条、第一百六十条、第一百六十一條及びに第六十八条第一項（同項第二号を除く。）の規定は、病床転換支援金等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(病床転換助成事業に係る支払基金の業務)

(17) 第十一条 支払基金は、第一百三十九条第一項に掲げる業務のほか、保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

(病床転換助成事業に係る支払基金の業務)

(18) 第十二条 支払基金は、第一百三十九条第一項に掲げる業務のほか、保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

(病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が国庫に納付すべき額を定めたときは、政令で定める。

(厚生労働省令への委任)

(19) 第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののか、病床転換助成事業に係る必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定の特例)

(20) 第十四条 第二項に規定する政令で定める日までの間、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定の適用については、第三十四条第一項第一号イ（2）、第三十五条第一項第一号イ（2）、第三十八条第一項第一号イ（2）及び第二号イ（2）並びに第三十九条第一項第一号イ（2）及び第二号イ（2）中「除して得た額」とある

の処理に要した費用の額並びに第一項の規定により支払基金が国庫に納付する額及び前項の規定により支払基金が都道府県に交付する額を控除して得た額の範囲内において、対象期間における各保険者（国民健康保険にあつては、市町村。以下この項において同じ。）の負担の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合及び病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が各保険者に対し交付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を各保険者に交付しなければならない。

(延滞税の割合の特例)

(第十三条の二) 第四十五条第二項（第一百二十四条、第一百二十四条の八及び附則第十条において「支払基金の納付等」とする。

(第十三条の三) 指定介護老人福祉施設（介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）に入所することにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該指定介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していいたと認められるものは、当該指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により同法第八条第二十二条に規定する地域密着型介護老人福祉施設（同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十二条の二第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」という。）となつた場合においても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている間は、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設（以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。）を含む二以上の病院等（第五十五条第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。）に継続して入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をし

（市町村の特別会計への繰入れ等の特例）

第十三条の四 当分の間、第九十九条第二項の規定の適用については、同項中「同条各号に掲げる場合のいづれかに該当するに至つた日の属する院等とみなして、第五十五条の規定を適用する。

3

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七号）抄

（施行期日）
七号 抄

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十三条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和六〇年五月一日法律第三四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（法律費の額について、なお從前の例による。
（医療費拠出金等に関する経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の老人保健法
（以下「新老健法」という。）第五十四条第一項
並びに附則第四条第二項、第十二条及び第十三
三条の規定 公布の日

二 第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除
く。）第五条の規定及び第七条の規定並びに
附則第十六条、第二十四条から第二十九条ま
で、第三十一条及び第三十五条の規定 公布
の日から起算して一年六月を超えない範囲内
において政令で定める日

（医療費に関する経過措置）

保険者は併し七十歳以上の方々等一人当たりの施行日以後医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（ハにおいて「調整対象外医療費見込額」という。）を除く。）の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額ハ当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の八十を乗じて得た額

繼續して入院等をしていました。以上の病院等のそれぞれに入院等をすることによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に他の後期高齢者医療広域連合（変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの。当該他の後期高齢者医療広域連合に繼續して入院等をしていた二以上の病院等のうち一の病院等から繼續して他の病院等に入院等をすること（以下この号において継

八号
この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれてる機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

第一条 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中老人保健法第七条第一項及び第二項の改正規定、同法第七条に一項を加える改正規定並びに同法第三十一条の次に一条を加える改正規定（同法第三十一条の二第七項及び第八項に係る部分に限る。）、第四条中老人保健法第七条第二項の改正規定、同法第八条第一項の改正規定、同法第三章第三節の次に一節を加える改正規定（同法第四十六条の二第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び同法第三章の次に一章を加える改正規定（同

市町村が昭和六十一年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われる医療及び特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額（口において「施行日以後医療費見込額」という。）に百分の二十を乗じて得た額

ていた被保険者（当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれに入院等をすることにより直前入院病院等及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

2 特定継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第五十条の規定にかかわらず、当該各号に定める後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

る月以後二年を経過する月までの間に限り、条例の」とあるのは、「条例の」とする。
(財政安定化基金の特例)
第十四条 都道府県は、当分の間、第一百六十六条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。
(令和六年度及び令和七年度の出産育児支援金の額の算定の特例)
第十五条 令和六年度及び令和七年度においては、第二百二十四条の三第三項中「額に」とあるのは、「額の二分の一に相当する額に」とする。

附 則（昭和六一年五月八日法律第四六一號）抄
この法律は、公布の日から施行する。
第二十条（結核予防法附則第八項の改正規定を除く。）及び第二十八条の規定による改正後この法律の規定は、昭和六十一年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（当該国の補助に係る都道府県の補助を含む。以下同じ。）について適用し、昭和六十年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

2 ただし書及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度の医療費拠出金の額の算定について適用し、昭和六十一年度以前の年度の医療費拠出金の額の算定については、なお従前の例によることとする。

昭和六十一年度以前の年度の概算医療費拠出金額及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。

第四条 昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 旧老健法の規定に基づき算定された昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額の十二分の十に相当する額

二 次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額

附則（昭和六〇年五月一日法律第三四二号）抄

法（以下「旧老健法」という。）の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(その他の経過措置の政令への委任)

第六十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則第十六条 第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
(医療費に関する経過措置)

（施行期日）
二〇一〇年四月一日
第一條 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。
附 則（昭和五九年八月一四日法律第十七号）抄

（第四十一条の第一項及び第五項に付する規定に係る部分に限る。）並びに第六条の規定並びに附則第四条第二項、第十二条及び第十三条の規定 公布の日

は、「額の二分の一に相当する額に」とする。

(施行期日) 一〇六号抄

第五条 令和六年度及び令和七年度において
五百二十四条の三第二項中「預二十七ある」

前例による。従前の例による。

ことができる。

いて適用し、昭和六十年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以

率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充て

予算に係る国の負担又は補助（当該国の補助に係る都道府県の補助を含む。以下同じ。）につ

項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して保険

（第十一章（海賊）の第二十九条を除く。）及び第二十八条の規定による改正後の法律の規定は、昭和六十一年度以降の年度の

月以後一年を経過する月までの間に限り、条例の」とあるのは、「条例の」とする。
政安定化基金の特例

附 則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄
この法律は、公布の日から施行する。
第二条（告示、方付手引書）文三見三

して厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「平均一率を超える保険者」あつては、平均一人当たり老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、昭和六十二年度に係る附則第六条第一項第二号の政令で定めた率を乗じて得た額を超える部分と定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（（3）において「調整対象外医療費見込額」という。）を除く。）の百分の八十に相当する額に昭和六十二年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

（3）当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の八十を乗じて得た額

前項の規定は、昭和六十二年度の確定医療費拠出金について準用する。この場合において、同項中「概算拠出金相当額」とあるのは「確定拠出金相当額」と、「多額になると見込まれる額」とあるのは「支弁する」と、「多額であつた」と、「概算医療費拠出金」と、「附則第六条の」とあるのは「附則第七条の」と、「支弁した」と、「費用の額」により算定される額」とあるのは「費用の額」と、「昭和六十二年度老人医療費見込額」とあるのは「昭和六十二年度老人医療費額」と、「新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率」とあるのは「平均一人当たり老人医療費額」と、「調整対象外医療費見込額」とあるのは「調整対象外医療費額」と読み替えるものとする。

第十一条 前二条の規定の適用がある保険者に係る概算医療費拠出金の額又は確定医療費拠出金の額の算定に関し、前二条の措置に伴い必要な附則第四条若しくは第五条又は附則第六条若しくは第七条の規定の特例その他の事項は、政令で定める。

（昭和六十一年度の拠出金の額の変更等）

第十二条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、各保険者が昭和六十一年度に納付すべき拠出金

の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の

の額を通知しなければならない。

一及び二 略
三 第二条の規定（前号に掲げるものを除く。）、第四条及び第六条の規定、第九条中社会福祉事業法第十三条、第十七条及び第二十条の改正規定並びに第十条の規定並びに附則第七条、第十二条及び第二十三条の規定、附則第二十四条中地方税法第二十三条及び第二百九十二条の改正規定並びに附則第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十六条の規定

（老人保健施設の試行的実施）
2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（老人保健施設を経営する事業を試行的に実施する限りにおいて、医療法の規定にかかる改正後の老人保健法第六条第四項に規定する老人保健施設を経営する事業を試行的に実施する限りにおいて、医療法の規定にかかる改正後の老人保健施設に相当する施設を開設することができる。
（国会に対する報告）
第十三条 厚生大臣は、第四条の規定の施行に際しては、前条の規定による老人保健施設を経営する事業の試行的実施の状況及び老人保健施設の運営等に関する基本的事項について、国会に報告しなければならない。
（検討）
第十四条 政府は、この法律の施行後における老人医療費の動向、健康保険組合の決算の状況等各医療保険の運営の状況、老人保健法による医療費拠出金の額の動向等を勘案し、昭和六十五年度までの間に保険者の拠出金の算定方法その他この法律による改正に係る事項に関し検討を行ひ、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十五条 政府は、新老健法第二十八条第一項第一号に規定する給付に要する費用の額が低額である場合には当該額に対する同号に規定する一部負担金の額の割合が著しく高くなることがあることにからみ、必要があると認めるときは、同号の一部負担金の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十六条 政府は、第四条の規定の施行後適当な時期において、老人保健施設に関する状況を勘案し、必要があると認めるときは、老人保健施設の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
（施行期日）
号抄 平成三年一〇月四日法律第八九

</div

令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)とする。

(入院時食事療養費に関する規定の施行前の準備)

第二十三条 厚生大臣は、新老健法第三十一条の第二項に規定する標準負担額を定めようとするときは、施行日前において老人保健審議会に諮問することができる。この場合において、当該諮問に係る老人保健審議会からの答申は、新老健法第七条に規定する政令で定める審議会からの答申とみなす。

厚生大臣は、新老健法第三十一条の二第二項に規定する基準並びに同条第四項に規定する入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、施行日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聞くことができる。

(事業費拠出金等に関する規定の施行前の準備)

第二十四条 厚生大臣は、新老健法附則第三条第一項の政令を定めようとするとき、及び新老健法附則第四条第一項の政令を定めようとするときは、施行日前において老人保健審議会の意見を聽くことができる。この場合において、老人保健審議会が述べた意見は、新老健法第七条に規定する政令で定める審議会が述べた意見とみなす。

(老人保健法の一部改正に伴う国家公務員共済組合の業務等の特例)

第二十五条 新老健法附則第三条第一項の規定により拠出金の徴収が行われる場合における国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定の適用については、同法第三条第四項中「第五十三条第一項」とあるのは、「第五十三条第一項及び同法附則第三条第一項」とする。

2 新老健法附則第三条第一項の規定により拠出金の徴収が行われる場合における地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)の規定について、同法第二百一十三条第一項中「第五十三条第一項」とあるのは、「第五十三条第一項及び同法附則第三条第一項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(検討)

第六十六条 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、(検討)

この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に關して検討が加えられるべきものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則 (平成六年七月一日法律第八四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定(又は保健所を設置する市)を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。

第二十四条 厚生大臣は、新老健法附則第三条第一項の政令を定めようとするとき、及び新老健法附則第四条第一項の政令を定めようとするときは、施行日前において老人保健審議会の意見を聽くことができる。この場合において、老人保健審議会が述べた意見は、新老健法第七条に規定する政令で定める審議会が述べた意見とみなす。

(老人保健法の一部改正に伴う国家公務員共済組合の業務等の特例)

第二十五条 新老健法附則第三条第一項の規定により拠出金の徴収が行われる場合における国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定の適用については、同法第三条第四項中「第五十三条第一項」とあるのは、「第五十三条第一項及び同法附則第三条第一項」とする。

2 新老健法附則第三条第一項の規定により拠出金の徴収が行われる場合における地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)の規定について、同法第二百一十三条第一項中「第五十三条第一項」とあるのは、「第五十三条第一項及び同法附則第三条第一項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第六十五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分(その他の处分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分(その他の处分、申請等に係る経過措置)

第六十六条 平成六年度以前の年度の医療費拠出金について(平成六年度以前の年度の医療費拠出金に関する経過措置)

第六十七条 平成七年度の新老健法第五十五条第三項に規定する概算加入者調整率について(平成七年度の新老健法第五十五条第三項に規定する概算加入者調整率について)

第六十八条 平成八年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金について(平成八年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金について)

第六十九条 平成九年度の新老健法第八二号(平成九年度の新老健法第八二号)

第七十条 平成九年五月九日法律第四八号(平成九年五月九日法律第四八号)

第七十一条 平成十年一月一日から施行する。(施行期日)

第七十二条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第七十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(検討)

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則 (平成七年三月三日法律第五三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

第四条 削除(交付金に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の老人保健法(以下「新老健法」という。)第四十八条の規定(以下「新老健法」という。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる新老健法の規定による医療(医療費の支給を含む。)入院時食事療養費(医療費の支給を含む。)及び特定療養費(医療費の支給を含む。)及び特定医療費(医療費の支給を含む。)に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われた第三条の規定による改正前の老人保健法の規定による医療(医療費の支給を含む。)入院時食事療養費(医療費の支給を含む。)及び特定療養費(医療費の支給を含む。)に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用については、なお従前の例による。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(検討)

第十六条 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、(検討)

「百分の二十二」を超えるときは百分の「二十二」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・四」とする。

2 平成八年度及び平成九年度の新老健法第五十五条第三項に規定する概算加入者調整率については、同項中「(当該割合を超える保険者の見込込数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)を超えるときは上限割合」とあるのは「百分の二十二」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・四」と、同条

は「第一項第一号イ」とし、同年度の新老健法第五十六条第三項に規定する確定加入者調整率については、同項中「前々年度における上限割合を超えるときは当該上限割合」とあるのは

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 平成九年五月九日法律第四八号(平成九年五月九日法律第四八号)

第十七条 平成十年一月一日から施行する。(施行期日)

第十八条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第十九条 平成十年一月一日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第二十条 平成十年一月一日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第二十一条 平成十年一月一日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第二十二条 平成十年一月一日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第二十三条 平成十年一月一日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第二十四条 平成十年一月一日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

- に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。(以下この条において同じ。)に、
一から施行日以後特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十
六に相当する額と、施行日以後老人医療費見込額に施行日以後特定費用概算率を乗じて得た額との合計額
- (2) 次に掲げる額の合計額に施行日以後負担調整基準率を乗じて得た額と
(i) 施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額
- (ii) 当該保険者の給付であつて新老健法第六条第一項の医療保険各法の規定による医療に関する給付(健康保険法第五十三条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。以下この条、次条第一項、附則第十六条第一項及び附則第十七条第一項において「医療関連給付」という。)のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用(同法第一百七十三条第二項に規定する日雇拠出金の納付に要する費用及び国民健康保険法第八十八条の第二項に規定する療養給付費等拠出金の納付に要する費用を含む。次条第一項、附則第十六条第一項及び附則第十七条第一項及び附則第十七条第二項及び第七項並びに附則第十七条第二項及び第六項において同じ。)に満たないときは、下限割合とする。)で除して得た率を基礎として得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
- 口 前項第一号イの特別調整見込額は、当該保険者に係る施行日以後老人医療費拠出金相当額と施行日以後負担調整見込額との合計額
- ロ 施行日以後概算医療費拠出金相当額を控除して得た額と、施行日以後特定費用概算率を乗じて得た額と
- 2 前項第一号イの特別調整見込額は、当該保険者に係る特別調整前概算医療費拠出金相当額と施行日以後負担調整見込額との合計額
- 口 施行日以後概算医療費拠出金相当額を控除して得た額に概算特別調整率を乗じて得た額と、施行日以後老人医療費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額(イにおいて「一人平均老人医療費見込額」という。)で除して得た率が、
- 額の総額からすべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を控除して得た率を基礎として厚生労働省令に係る特別調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る特別調整前概算医療費拠出金相当額からすべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を控除して得た率を基礎として厚生労働省令に係る特別調整対象見込額の総額を控除して得た率を乗じて得た額と

4 第一項第一号イ(2)の特別調整基準率

一人当たりの老人医療費の動向、旧老健法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等をいう。

(同項に規定する七十歳以上の加入者等をいう。

次条において単に「七十歳以上の加入者等」と

いう。)の増加の状況、保険者の給付に要する

費用の動向及び概算特別調整基準超過保険者の

数の動向を勘案し、百分の二十五以上において

政令で定める率とする。

率は、厚生労働省令で定めるところにより、施

行日以後平成十五年三月三十一日までの期間に

おけるすべての保険者に係る加入者の見込総数

に対する七十五歳以上の加入者等の見込総数の

割合を当該期間における当該保険者に係る加入

者の見込数に対する七十五歳以上の加入者等の

見込数の割合(その割合が当該期間における下

限割合(新老健法第五十五条第二項の政令で定

める割合をいう。次条第五項、附則第十六条第

二項及び第七項並びに附則第十七条第二項及び

第六項において同じ。)に満たないときは、下

限割合とする。)で除して得た率を基礎として

保険者ごとに算定される率とする。

口 第一項第二号イの施行日以後負担調整前概算

医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の

合計額とする。

5 第一項第二号イの施行日以後負担調整前概算

医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の

合計額とする。

口 第一項第二号イの施行日以後負担調整前概算

医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の

合計額とする。

6 第一項第二号イ(1)の施行日以後特定費用

概算率は、施行日以後平成十五年三月三十一日

までの期間におけるすべての保険者に係る七十

五歳以上の加入者等の見込総数に対する新老健

法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該當

する者の見込総数の割合及び同項各号に掲げる

割合を勘案し、厚生労働大臣が定める率とす

る。

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費

見込額から施行日以後調整対象外医療費見

込額(当該保険者が概算施行日以後基準超

過保険者(一の保険者に係る七十五歳以上

の加入者等一人当たりの老人医

療費見込額として厚生労働省令で定めると

ころにより算定される額をすべての保険者

に係る七十五歳以上の加入者等一人当たり

の施行日以後老人医療費見込額の平均額と

して厚生労働省令で定めるところにより算

定される額(イにおいて「一人平均老人医

療費見込額」という。)で除して得た率が、

口 第一項第二号イ(2)の施行日以後負担調整

基準率は、一人当たりの老人医療費の動向、七

十五歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の

給付に要する費用の動向及び施行日以後概算負

担調整基準超過保険者の数の動向を勘案し、百

分の二十五以上において政令で定める率とす

る。

口 第一項第二号イ(2)に掲げる額と(2)に掲

げる額との合計額を控除して得た額をい

る。

イ 施行日前確定特別調整基準超過保険者

で定める率を超える保険者をいう。)であ

る場合における当該保険者に係る施行日以

後老人医療費見込額のうち、一人平均老人

医療費見込額に当該政令で定める率を乗じ

た額

ロ 施行日以後調整対象外医療費見込額

は、当該保険者に係る施行日以後負担調整前概

算医疗費拠出金相当額(施行日以後概算負担調

整前概算医疗費拠出金相当額から施行日以

後負担調整対象見込額を控除して得た額)に施

行日以後概算負担調整加算率(すべての施行日以

後概算負担調整対象保険者に係る施行日以

後負担調整対象見込額の総額を、すべての保

険者等に対する施行日前に行われた医療等

に要する費用の額をいう。以下この条に

おいて同じ。)を控除して得た額と、施行

日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から

控除して得た額が(2)に掲げる額を超え

るものをいう。以下この条において同じ。)

ロ 施行日前特別調整前確定医療費拠出金相

当額から施行日前特別調整対象額(施行日

に控除して得た額が(1)に掲げる額を超え

るもの)をいう。以下この条において同じ。)

ロ 施行日前特別調整前確定医療費拠出金相

当額を控除して得た額が(1)に掲げる額を超え

るもの)をいう。以下この条において同じ。)

イ 施行日前確定特別調整基準超過保険者に係る施行日前確定加入者調整率が(1)を超える保険者のうち、施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額を(2)に掲げる額を超えるもの)をいう。以下この条において同じ。)

ロ 施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額を控除して得た額が(1)に掲げる額を超える保険者のうち、施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額を(2)に掲げる額を超えるもの)をいう。以下この条において同じ。)

ロ 施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額を控除して得た額が(1)に掲げる額を超える保険者のうち、施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額を(2)に掲げる額を超えるもの)をいう。以下この条において同じ。)

ロ 施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額を控除して得た額が(1)に掲げる額を超える保険者のうち、施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額を(2)に掲げる額を超えるもの)をいう。以下この条において同じ。)

ロ 施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額を控除して得た額が(1)に掲げる額を超える保険者のうち、施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額を(2)に掲げる額を超えるもの)をいう。以下この条において同じ。)

ロ 施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額を控除して得た額が(1)に掲げる額を超える保険者のうち、施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額を(2)に掲げる額を超えるもの)をいう。以下この条において同じ。)

ロ 施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額を控除して得た額が(1)に掲げる額を超える保険者のうち、施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額を(2)に掲げる額を超えるもの)をいう。以下この条において同じ。)

ロ 施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額を控除して得た額が(1)に掲げる額を超える保険者のうち、施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額を(2)に掲げる額

一、次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

(市町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。)に、一から前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の十六に相当する額

当該保険者に係る前期老人医療費額に前期特定費用確定率を乗じて得た額に掲げる額の合計額に前条第六項の次に掲げる額の合計額に前期負担調整基準率を乗じて得た額

(i) 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額

(ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日に行われた医療関連給付に要する費用の額

前期確定負担調整基準超過保険者以外の保険者 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額と前期負担調整額との合計額

第一次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

後期確定負担調整基準超過保険者 (後期確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。)以下この条において同じ。)後期負担調整

(1) 次に掲げる額の合計額

(i) 当該保険者に係る後期老人医療費額
 　(市町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。)
 　(2) 次に掲げる額の合計額に前条第十一項の後期負担調整基準率を乗じて得た額
 　(3) 口
 　(i) 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額
 　(ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日以後に行われた医療関連給付に要する費用の額
 　(4) 口
 　(i) 後期確定負担調整基準超過保険者以外の保険者 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額と後期負担調整額との合計額
 　(5) 第一項第一号イの前期確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十五年四月一日から同年九月三十日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十五歳以上の加入者等の数の割合(その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。
 　(6) 第一項第一号イの前期確定負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

第一次に掲げる額の合計額(次号において「前期調整後老人医療費額」という。)に、一から前項特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額

イ 当該保険者に係る前期老人医療費額から
前期調整対象外医療費額(当該保険者が確
定前期基準超過保険者(一)の保険者に係る
七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期
老人医療費額として厚生労働省令で定める
ところにより算定される額をすべての保険
者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たり
の前期老人医療費額の平均額として厚生
労働省令で定めるところにより算定される
額(イにおいて「一人平均老人医療費額」
という)で除して得た率が、新老健法第
五十六条第三項第一号イの政令で定める率
を超える保険者をいう。)である場合における
当該保険者に係る前期老人医療費額の
うち、一人平均老人医療費額に当該政令で
定める率を乗じて得た額を超える部分とし
て厚生労働省令で定めるところにより算定
される額をいう。ロにおいて同じ。)を控
除して得た額に、前期確定加入者調整率を
乗じて得た額

第一項第二号イ(1)(i)の後期特定費用確定率は、各保険者に係る後期特定費用額(市民町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十五年十月一日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。)を、各保険者に係る後期老人医療費額で除して得た率とする。
第十九条 次の表の上欄に掲げる年度の概算医療費拠出金の額については、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、附則第十六条の規定を準用する。この場合において、同欄に掲げた字句に該当する者に対する平成十五年十月一日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。)を、各保険者に係る後期老人医療費額で除して得た率とする。
第十八条 次の表の上欄に掲げる年度の概算医療費拠出金の額については、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、附則第十六条の規定を準用する。この場合において、同欄に掲げた字句に該当する者に対する平成十五年十月一日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。)を、各保険者に係る後期老人医療費額で除して得た率とする。
第十九条 次の表の上欄に掲げる年度の概算医療費拠出金の額については、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、附則第十六条の規定を準用する。この場合において、同欄に掲げた字句に該当する者に対する平成十五年十月一日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。)を、各保険者に係る後期老人医療費額で除して得た率とする。

平成十六年度 平成十五年十月 平成十六年十月	一日	百分の六十二	百分の五十八	平成十七年度 平成十五年十月 平成十六年十月	一日	百分の六十六	百分の六十二	平成十六年度 平成十五年十月 平成十六年十月	一日	百分の六十二	百分の五十八	平成十七年度 平成十五年十月 平成十六年十月	一日	百分の六十六	百分の六十二	平成十六年度 平成十五年十月 平成十六年十月	一日	百分の六十二	百分の五十八
平成十五年十月 平成十六年十月	一日	百分の六十六	百分の六十二	平成十六年十月 平成十七年十月	一日	百分の六十二	百分の五十八	平成十六年十月 平成十七年十月	一日	百分の六十六	百分の五十八	平成十七年十月 平成十八年十月	一日	百分の五十四	百分の五十九	平成十六年十月 平成十七年十月	一日	百分の五十九	百分の五十九
平成十五年十月 平成十六年十月	一日	百分の五十八	百分の五十四	平成十六年十月 平成十七年十月	一日	百分の五十九	百分の五十九	平成十六年十月 平成十七年十月	一日	百分の五十九	百分の五十九	平成十七年十月 平成十八年十月	一日	百分の五十九	百分の五十九	平成十六年十月 平成十七年十月	一日	百分の五十九	百分の五十九
平成十五年十月 平成十六年十月	一日	百分の五十九	百分の五十九	平成十六年十月 平成十七年十月	一日	百分的六十二	百分的六十二	平成十六年十月 平成十七年十月	一日	百分的六十二	百分的六十二	平成十七年十月 平成十八年十月	一日	百分的五十九	百分的五十九	平成十六年十月 平成十七年十月	一日	百分的五十九	百分的五十九
平成十五年十月 平成十六年十月	一日	百分的五十九	百分的五十九	平成十六年十月 平成十七年十月	一日	百分的五十九	百分的五十九	平成十六年十月 平成十七年十月	一日	百分的五十九	百分的五十九	平成十七年十月 平成十八年十月	一日	百分的五十九	百分的五十九	平成十六年十月 平成十七年十月	一日	百分的五十九	百分的五十九

第二十条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、平成十四年度に係る納付すべき拠出金の額を変更し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。
第二十一条 この法律の施行前に生じた旧老健法第四十六条の八の規定による高額医療費の支給を受けける権利の時効については、なお従前の例による。
第三十五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為及び附則第二条の規定によることとされる場合におけるこの法律の施行前に生じた旧老健法第四十六条の八の規定による高額医療費の支給を受けける権利の時効については、なお従前の例による。
第三十五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為及び附則第二条の規定によることとされる場合におけるこの法律の施行前に生じた旧老健法第四十六条の八の規定による高額医療費の支給を受けける権利の時効については、なお従前の例による。

第三十五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為及び附則第二条の規定によることとされる場合におけるこの法律の施行前に生じた旧老健法第四十六条の八の規定による高額医療費の支給を受けける権利の時効については、なお従前の例による。

の項において「支払基金」という。の事務に係るものに限る。)については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十三条の規定を適用せず、当該各年度における高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第二号に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用とみなして、同法第百二十二条の規定を適用する。
4 平成三十年四月一日において現に第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第六十八条に規定する特別の会計に所属する権利及び義務は、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第四百四十三条に規定する同法第百三十九条第一項第二号の業務に係る特別の会計に帰属するものとする。
第三十九条 市町村は、第七条の規定の施行後三年間は、附則第三十二条の規定によりなお從前の例によることとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による医療等に関する収入及び支出について、特別会計を設けるものとする。
(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)
第一百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百十一条の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定(これらの中の規定に基づく命令の規定を含む。)は、令和二年四月一日において現に第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十三条の規定を適用せず、当該各年度における高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第二号に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用とみなして、同法第百二十二条の規定を適用する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付について、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第一百七条第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの处分がなされていないものについての該処分については、なお従前の例による。

この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があつたときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第一百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によなりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一〇一六号) 抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から二まで 略
三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条までで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条规定、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第百条まで、第百三条、第百五十五条から第百十八条まで、第百二十条、第百二十二条、第百二十三条から第百二十五条まで、第百二十八条、第百三十条から第百三十四条まで、第百三十七条、第百三十九条及び第百三十九条の二の規定 日本金機構法の施行の日
(罰則に関する経過措置)
第一百四十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第一百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。た

一、附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三条)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十五条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日
(処分、申請等に関する経過措置)
第七十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長(以下「社会保険庁長官等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構(以下「厚生労働大臣等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対ししてされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののかどうか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項については、法令に別段の定めがあるもののかどうか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。
なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の

方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条の二の規定、第二十五条中健康保険法第三条、第四十一条第一項及び附則第五条の三の改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七条から第二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条、第十七条、第四十五条、第四十六条、第五十一条から第五十六条まで、第五十九条、第六十条及び第六十七条の規定 平成二十八年十月一日

(検討等)

ついてはなぞ従前の例による。
第五十一条の二 平成二十八年度の被用者保険等
保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概
算前期高齢者交付金の額は、高齢者医療確保法
第三十四条第一項及び第二十七条の規定による
改正後の高齢者医療確保法（以下「改正後高齢
者医療確保法」という。）附則第十三条の六第
一項の規定にかかわらず、同項の規定により算
定される額の十二分の六に相当する額と同年度
において第二十七条の規定による改正前の高齢
者医療確保法（以下「改正前高齢者医療確保
法」という。）附則第十三条の六の規定により
算定されることとなる額の十二分の六に相当す
る額との合計額とする。

第五十一条の三 平成二十八年度の被用者保険等
保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確
定前期高齢者交付金の額は、高齢者医療確保法
第三十五条第一項及び附則第十三条の四第一項
の規定にかかわらず、同項の規定により算定さ

の十二分の六に相当する額との合計額とする。
**第五十一条の六 平成二十八年度の被用者保険等
保険者に係る高齢者支援金の額は、高齢者医療確保法
算後期高齢者医療確保法の規定による概
第百二十条第一項及び改正後高齢者医療確保法
附則第十四条の九第一項の規定にかかるわらず、
同項の規定により算定される額の十二分の六に
相当する額と同年度において改正前高齢者医療
確保法附則第十四条の九第一項の規定により算
定されることとなる額の十二分の六に相当する
額との合計額とする。**
**第五十一条の七 平成二十八年度の被用者保険等
保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確
定後期高齢者支援金の額は、高齢者医療確保法
第一百二十二条第一項第一号及び附則第十四条の
三第一項の規定にかかるわらず、同項の規定によ
り算定される額の十二分の六に相当する額と同
年度において改正前高齢者医療確保法附則第
四条の十第一項の規定により算定されることと**

第五十一条の十 平成二十八年度における第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の規定により読み替えることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

同法第百六十六条第一項及び第一百四十四条の十二
二第一項の改正規定、同法附則第十八条第八項
項及び第二十条の二の改正規定並びに同法附
則第二十八条の十三第一項第四号を削る改正
規定、第十九条の規定（私立学校教職員共済
法第三十九条第三号の改正規定を除く。）、第
二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改
正規定（「附則第七条第一項」を「附則第九
条第一項」に改める部分を除く。）及び協定
実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二
十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除
く。）並びに第二十六条の規定（次号に掲げ
る改正規定を除く。）並びに次条第一項並び
に附則第四条から第七条まで、第九条から第
十二条まで、第十八条から第二十条まで、第
二十二条から第三十四条まで、第三十七条か
ら第三十九条まで、第四十二条、第四十三
条、第四十四条、第四十七条から第五十条ま
で、第六十一条、第六十四条から第六十六条
まで及び第七十条の規定、公布の日から起算
して二年を超えない範囲内において政令で定
める日

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を
加える改正規定並びに同法第二十条第一項及
び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平
成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項
を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組
合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地

部を改正する等の法律の趣旨にのつとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六ヶ月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十一条 平成二十七年度以前の年度の被用者保険等保険者（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第三条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者（健康保険法第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）をいう。以下附則第五十一条の七までにおいて同じ。）に係る高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金及び確定後期高齢者支援金に

れる額の十二分の六に相当する額と同年度において改正前高齢者医療確保法附則第十三条の七の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の四 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概算前期高齢者納付金の額は、高齢者医療確保法第三十八条第一項及び改正後高齢者医療確保法附則第十三条の八第一項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において高齢者医療確保法第三十八条第一項及び改正前高齢者医療確保法附則第十三条の八第一項の規定を適用することとしたならばこれらの規定により算定されこととなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の五 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定前期高齢者納付金の額は、高齢者医療確保法第三十九条第一項及び附則第十三条の五第一項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の高齢者医療確保法（附則第六十条第二項において「平成二十九年改正前高齢者医療確保法」という。）第三十九条第一項及び附則第十三条の九第一項の規定を適用することとしたならばこれらの規定により算定されることとなる額

なる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。
第五十一条の八 社会保険診療報酬支払基金法
(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条第五号に規定する規定の施行後遅滞なく、平成二十一年度における各保険者に係る高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金並びに後期高齢者支援金(次項において「前期高齢者交付金等」という。)の額を変更し、当該変更後の額をそれぞれ通知しなければならない。
改正後高齢者医療確保法第四十二条第三項及び第四十三条第三項並びに第一百二十四条において準用する同項の規定は、前項の規定により前期高齢者交付金等の額の変更がされた場合について、それぞれ準用する。

第五十一条の九 平成二十八年度における健康保険法附則第五条及び第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により読み替えられた健康保険法第二百五十三条第一項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正前高齢者医療確保法附則第十三条の六及び第十三条の八の規定を適用するとしたならば健康保険法附則第五条及び第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により読み

正規定を除く。)、第十七条の規定(第十八条の規定(第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四项、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く。)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十四条、第五十七条の規定、附則第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百四号)第二条第五項第二号の改正規定(同法第十五条の規定(第十六条の規定を除く。)、附則第五十四条を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。)並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条（第一項）ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第一百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

（検討）

十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）第二十二条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第一百一十九号）第二条第二項第四号の改正規定（居宅サービスの下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

以後の期間に対応するもの及び新国保法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項に規定する延滞金について適用し、第三号施行日前延滞金のうち第三号施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 新高齢者医療確保法第五十五条第一項第五号の規定(入居に係る部分に限る。)は、当該第三号施行日以後に同号に掲げる特定施設に該当する施設に入居をすることにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる後期高齢者医療の被保険者であつて、当該施設に入居をした際、当該施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、第三号施行日前に当該施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、な

附則（施行期日）
一号抄
（平成一七年五月一九日法律第三百四十九条）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十一条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定、公布の日

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条（規定並びに付

則第十六条、第十七条、第十九条、第二十三条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日
三 第三条、第六条及び第十条の規定並びに附則第三条、第四条、第二十条、第二十七条及び

第二十八条の規定、附則第五十三条中介護
保険法附則第十二条の改正規定並びに附則第
六十三条、第六十三条及び第六十六条の規定
並二二七年四月一日

(検討) 平成二十一年四月一日
第二条 政府は、この法律の公布後において、持

統可能な医療保険制度を構築する観点から、医療に要する費用の適正化、医療保険の保険給付の範囲及び被保険者の負担能力に応じて保険料

の範囲及び効力者等の負担能力に応じた医療に要する費用の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正
この半う(年金改置))のとする。

第二十四条 国は、第一号施行日以後、速やかに、第九条の規定による改正後の高齢者の医療

平成三十一年度の都道府県に係る前期高齢者納付金の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第三十七条第一項の規定にかかると、同年度の概算前期高齢者納付金の額（以下この項において「平成三十一年度都道府県概算前期高齢者納付金額」という。）とする。ただし、平成二十九年度の当該都道府県の区域内に属する市町村に係る概算前期高齢者納付金の額の合計額（以下この項において「平成二十九年度区域内市町村概算前期高齢者納付金合計額」という。）が同年度の当該都道府県の区域内に属する市町村に係る確定前期高齢者納付金の額（当該市町村に同法第三十九条第一項の規定を適用するとしたならば、同項の規定により算定されることとなる額をいう。）の合計額（以下この項において「平成二十九年度区域内市町村確定前期高齢者納付金合計額」という。）を超えるときは、平成三十一年度都道府県概算前期高齢者納付金額

得た額とするものとし、平成二十九年度区域内市町村概算後期高齢者支援金合計額が平成二十九年度区域内市町村確定後期高齢者支援金合計額に満たないときは、平成三十一年度都道府県概算後期高齢者支援金額にその満たない額とそとの満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額を加算して得た額とする。

第三十二条 第十一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条の二の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当するに至つたことにより後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、施行日前に後期高齢者医療の被保険者となつた者については、なお従前の例による。

(罰則)に関する経過措置)

第六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五
条、第十六条、第十七条、第二十九条、第三十
一条、第三十六条及び第四十七条から第
四十九条までの規定 公布の日

（検討）

第二条

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条における規定）

正規定、同法第八十五条の次に二条を加える
改正規定及び同法第百四条の改正規定、第十二条の規定（第五号に掲げる改正規定並びに
介護保険法第百十五条の四十五中第五項を第
九項とし、第四項の次に四項を加える改正規
定及び同法第百十七条第三項第六号の改正規
定を除く）。並びに第十四条中船員保険法第
百十一条第二項の改正規定並びに附則第七条
中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律
第二百四十五号）第二十六条第三項の改正規
定、附則第八条中国家公務員共済組合法（昭
和三十三年法律第二百二十八号）第九十八条第
二項の改正規定、附則第九条中地方公務員等
共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二
号）第百十二条第三項の改正規定及び附則第
十四条の規定 令和二年十月一日
十四条の規定 第二十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を
除く。）、第五条の規定（次号及び第六号に掲

得た額とするものとし、平成二十九年度区域内市町村概算後期高齢者支援金合計額が平成二十九年度区域内市町村確定後期高齢者支援金合計額に満たないときは、平成三十一年度都道府県概算後期高齢者支援金額にその満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額を加算して得た額とする。

第三十二条 第十一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条の二の

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五
条、第十六条、第十七条、第二十九条、第
三十三条、第三十六条及び第四十七条から第
四十九条までの規定 公布の日

改正規定、同法第八十五条の次に二条を加える規定及び同法第百四条の改正規定、第十二条の規定（第五号に掲げる改正規定並びに介護保険法第百五十五条の四十五中第五項を第九項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第百七十三条第三項第六号の改正規定を除く。）並びに第十四条中船員保険法第一百十一条第二項の改正規定並びに附則第七条

第三十一条 平成三十一年度の都道府県に係る前期高齢者交付金の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第三十三条第一項の規定にかかるわらず、同年度の概算前期高齢者交付金の額（以下この項において「平成三十一年度都道府県概算前期高齢者交付金額」という。）とする。ただし、平成二十九年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る概算前期高齢者交付金の額の合計額（以下この項において「平成二十九年度区域内市町村概算前期高齢者交付金合計額」という。）が同年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る確定前期高齢者交付金の額（当該市町村に同法第三十五条第一項の規定を適用するとしたならば、同項の規定により算定されることとなる額をいう。）の合計額（以下この項において「平成二十九年度区域内市町村確定前期高齢者交付金合計額」という。）を超えるときは、平成三十一年度都道府県概算前期高齢者交付金額からその超える額とその超える額において得た額とするものとし、平成二十九年度区域内市町村概算前期高齢者交付金合計額が平成二十九年度区域内市町村確定前期高齢者交付金額との合計額を控除して得た額とする。）、その満たない額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

3 領からその超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十九年度区域内市町村概算前期高齢者納付金合計額が平成二十九年度区域内市町村確定前期高齢者納付金合計額に満たないときは、平成三十一年度都道府県概算前期高齢者納付金額にその満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

平成三十一年度の都道府県に係る後期高齢者支援金の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項の規定にかかわらず、同年度の概算後期高齢者支援金の額（以下この項において「平成三十一年度都道府県概算後期高齢者支援金額」という。）とする。ただし、平成二十九年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る概算後期高齢者支援金の額（当該市町村（以下この項において「平成二十九年度区域内市町村概算後期高齢者支援金合計額」という。）を超える市町村概算後期高齢者支援金合計額）という。）が同年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る確定後期高齢者支援金の額（当該市町村に同法第百二十一一条第一項第二号の規定を適用することとしたならば、同号の規定により算定されることとなる額をいう。）の合計額（以下この項目において「平成二十九年度区域内市町村確定後期高齢者支援金合計額」という。）を超えるときは、平成三十一年度都道府県概算後期高齢者支援金額からその超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額を控除して

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一八年一月二四日法律第八四号）抄

（施行期日）

一 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年一一月二六日法律第一一四号）抄

（施行期日）

二 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第七条の規定 平成一十九年四月一日
附 則（平成一九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百三条の二、第一百三十三条の二、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和元年五月二二日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百六十六条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第百十条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第百十三条の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六条の規定 公布の日

第三十一条 平成三十一年度の都道府県に係る前
満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計
額を加算して得た額とする。

額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十九年度区域内市町

の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

（同上）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対

の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

（同様に、法律の施行前にした行為及びこの附則について同じ）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対

第三十一条 平成三十一年度の都道府県に係る前
満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計
額を加算して得た額とする。

額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十九年度区域内市町

の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

（同上）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対

第六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則(罰則に関する経過措置)

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(罰則の適用に関する経過措置)

定、附則第八条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）第九十八条第二項の改正規定、附則第九条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第一百十二条第三項の改正規定及び附則第十四条の規定 令和二年十月一日

額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十九年度区域内市町村概算前期高齢者納付金合計額が平成二十九年度区域内市町村確定前期高齢者納付金合計額に満たないときは、平成三十一年度都道府県概算前期高齢者納付金額にその満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二八年一月二十四日法律第
八四号）抄

（その他の経過措置の政令への委任）
四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

規定は、平成二十七年四月一日以後に納期（高齢者の医療の確保に関する法律又は同法に基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課すことができる）と定められており、（高齢者の医療の確保に関する法律又は同法に基づく条例の規定により保険料を課すことができる）が到来する保険料について適用する。

(政令への委任)
第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)
第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一四〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第五十一条及び第十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを削る改正規定及び同条第八項の改正規定、第二条の規定(労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条に一項を加える改正規定を除く。)並びに第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定(公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(罰則に関する経過措置))

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年六月一二日法律第五二五号)抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出し）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十条中介護保険法附則第十三条（見出しが含まれる）及び第十四条（見出しが含まれる）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第一百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しが含まれる）及び第十二条（見出しが含まれる）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定を除く）並びに第十三条及び第四项の改正規定を除く）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日
附 則 令和三年五月一九日法律第三十七号抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定
布の日
二 から六まで 略

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る）、第四十八条（電子署名等による地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十七条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十七条の次に二条を加える改正規定を除く）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍簿の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る）
第一百一十九条の改正規定（戸籍簿の下に「正本及び」を加える部分に限る。）
二 第二十二条、第二十五条、第二十六条、第

第一条 (施行期日)

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第四条中地場供養法第六条の改正規定、第五条の規定、第七条の規定、第八条中医療法第六条の規定、第七条の二、第二百七十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第七条及

(以下この項において「改正後の各法律」といいう。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和五年五月八日法律第一九号）抄
（施行期日）
する。

。) 及び同法第九条第四項の改正規定(推進)の下に「かかりつけ医機能の確保」を加える部分に限る)、第八条中医療法の目次の改正規定(第二号に掲げる改正規定を除く)、同法第五条第一項及び第六条の三第一項の改正規定、同法第二章第一節中第六条の四の三を第六条の四の四とし、第六条の四の二を第六条の四の三とし、第六条の四の次に一条を加える改正規定、同法第十六条の二第一項第三号、第二十九条第三項第三号及び第四項第三号並びに第三十条の第三第二項の改正規定、同法第三十条の三の二に一項を加える改正規定、同法第三十条の四第二項第十号の次に一号を加える改正規定、同法第三十条の

2 経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」といいう。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国民健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

（検討）
第十八条までの規定、附則第十九条の規定号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定 公布の日

第二条 政府は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の罹患後症状に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和五年五月一九日法律第三二二）

五、第三十条の六第一項、第三十条の十四第一項及び第三十条の十八の四の改正規定、同法第五章第四節中第三十条の十八の四を第三十条の十人の五とし、第三十条の十人の三の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十七条第一項第二号、第九十二条及び第一百六条の改正規定、第十条の規定並びに第十三条中介護保険法第一百七十五条の改正規定並びに附則第十四条の規定 令和七年四月一日

政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症（感染症法第六条第七項）に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。附則第六条において同じ。）への位置付けの在り方について、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を図ることとする旨を述べて置く。

第一項 第十三條第一項、第十四條第一項
第十五条、第十六条第三項、第百三十八条规定
一項及び第一百五十七条の二の改正規定、第七条
条の規定並びに第十二条の規定並びに次条第
一項並びに附則第四条、第七条、第八条、第
十二条、第十五条、第十七条及び第十八条の
規定 公布の日

3 政府は、予防接種の有効性及び安全性に関するものとする。

四二及ひ三
四 第四条中国民健康保険法第六十四条及び第八十五条の三第二項第二号の改正規定、第六

の規定 防災第二十六条中生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八十条の四第二項の改正規定及び附則第二十九条の規定

る情報（副反応に関する情報を含む。）の公表する
の在り方について検討を加え、その結果に基づ
いて必要な措置を講ずるものとする。

条中高齢者の医療の確保に関する法律第八条第五項の改正規定（推進）の下に、「医療法第六条の三第一項に規定するかかりつけ医機能（次条第四項において「かかりつけ医機能」という。）の確保」を加える部分に限る。

（検討）
二条 政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、
公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

5 令和七年四月一日において現に第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十九条において準用する旧高確法第一百四十三条の規定の適用を受ける退職者医療関係業務に係る特別の会計に所属する

権利及び義務については、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第一号に掲げる業務に係る特別の会計に帰属するものとする。
6 令和七年度において、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高確法」という。）第三十九条の規定により令和五年度の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいふ。附則第九条において同じ。）に係る確定前高齢者納付金の額を算定する場合については、旧高確法附則第十三条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「及び国民健康保険法」とあるのは、「及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法」とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一
部改正に伴う経過措置）

第七条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第一号施行日」という。）前に第六条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次条において「第一号改正前高確法」とい
う。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項に規定する全国医療費適正化計画をいう。以下この条において同じ。）は、第一号施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（次条において「第一号改正前高確法第一号」）と同一の規定により定められた都道府県医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下この条において同じ。）は、第一号施行日前に第一号改正前高確法第一号施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第一号改正後高確法第九条の規定により定められた都道府県医療費適正化計画とみなす。

第八条 新高確法第三十四条、第三十五条、第三
十八条及び第三十九条の規定は、令和六年度以降の各年度の保険者に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金並びに概算前期高齢者

6 権利及び義務については、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第一号に掲げる業務に係る特別の会計に帰属するものとする。
正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高確法」という。）第三十九条の規定により令和五年度の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいふ。附則第九条において同じ。）に係る確定前高齢者納付金については、なお従前の例によ
る。

（高齢者納付金について）

高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金について適用し、令和五年度以前の各年度の保険者に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金並びに概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金については、なお従前の例によ
る。

（高齢者納付金について）

（高齢者納付金について）

（高齢者納付金について）

（高齢者納付金について）

（高齢者納付金について）

（高齢者納付金について）

（高齢者納付金について）